

令和5年

第2回忠岡町議会定例会会議録

開会 令和5年6月13日

閉会 令和5年6月30日

忠岡町議会

令和5年 第2回忠岡町議会定例会会議録（第1日）

令和5年6月13日午前10時、第2回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 河瀬 成利議員	2番 今奈良幸子議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 尾崎 孝子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		町長公室次長兼総務課長	南 智樹
	明松 隆雄	住民部長	谷野 栄二
住民部次長兼生活環境課長		健康福祉部長	泉元 喜則
	新城 正俊	産業まちづくり部長	村田 健次
教育部長	二重 幸生	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	森下 孝之		石本 秀樹
消防次長兼予防課長	岸田 健二		

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀
主 査	岩間早百合

(会議の顛末)

議長（北村 孝議員）

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は、成立しております。

議長（北村 孝議員）

ただいまから、令和5年第2回忠岡町議会定例会を開会いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長（北村 孝議員）

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（北村 孝議員）

事務局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

令和5年第2回忠岡町議会定例会議事日程（1日目）について、ご報告申し上げます。

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	一般質問

以上のとおりでございます。

議長（北村 孝議員）

第2回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申出があります。

発言を許します。

町長（杉原健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

皆さん、おはようございます。

ご案内のように、令和5年第2回忠岡町議会定例会の開会を招集いたしましたところ、議員皆様方には公私何かとお忙しい中にもかかわらず、ご出席賜り、誠にありがとうございます。

さて、今月2日、3日は台風2号及びそれに伴う前線の活発化による大雨の影響で、四国から関東にかけて局地的な豪雨をもたらす線状降水帯が相次いで発生し、太平洋側では記録的な大雨となりました。気象庁によりますと、静岡など8県23地点で24時間降水量が過去最多を更新したということであります。このたびの災害では、土砂災害による家屋の倒壊や床上浸水も2,000棟を超え、また死傷者が出るなど甚大な被害をもたらしました。このたびの大雨で被害に遭われた方々に対しまして心よりお見舞い申し上げます。

また、本町では2日の午前中、牛滝川高板橋の水位が判断危険水位に達したため、高月地区に対しまして初めての避難指示を発令いたしました。今後も梅雨の時期、長雨による河川の増水に大雨が重なり、災害が発生するリスクが高まりますので、緊張感を持って災害対応に当たってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

本定例会には、(仮称)東忠岡認定こども園整備工事請負締結の変更議案、忠岡町立地域子育て支援センター条例の制定議案や、一般会計補正予算などの議案を上程させていただいております。どうかご賛同、ご可決いただきますようお願い申し上げます。私からのご挨拶に代えさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

議長(北村 孝議員)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、4番・小島みゆき議員、5番・二家本英生議員を指名いたします。

議長(北村 孝議員)

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は、本日より6月30日までの18日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議なしと認めます。

よって、会期は、6月30日までの18日間と決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員、河瀬成利議員より例月出納検査の結果報告の申出がありますので、発言を許します。

監査委員（河瀬成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

監査委員（河瀬成利議員）

おはようございます。例月出納検査について、報告いたします。

ここに、報告申し上げますのは、令和5年5月30日に行いました内容で、帳簿等は、同年4月30日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計及び下水道事業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元に配布いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告いたします。

監査委員、河瀬成利。

議長（北村 孝議員）

これで、諸般の報告を終わります。

議長（北村 孝議員）

日程第4 一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。

まず初めに、勝元由佳子議員の発言を許します。勝元議員

11番（勝元由佳子議員）

改革忠岡の勝元です。改選後、初の一般質問、よろしく申し上げます。

まず、最初の質問、本町内の保育施設における保育の状況についてです。この春、幼稚園と保育所を一体化した幼保連携型の東忠岡認定こども園がスタートしました。しかし、そもそも幼稚園は幼児教育で文科省、保育所は働く労働世帯の子どもを預かる労働者支援ということで厚労省という、そもそもの目的、保育内容の違う施設を1つにして、本当に利用されてる親御さんのニーズを満たす教育・保育を提供できるのかという視点で3点質問いたします。

まず1点目、幼保連携型の認定こども園について、実際に親御さんの声を聞いてみました。おおむね保育所組の親御さんは満足されてますけれども、一方、幼稚園組の親御さん、園の行事や日頃の先生の対応等も含めて、幼稚園時代のほうが良かった、こども園になったメリットを全然感じませんという声が聞こえてきました。おおむね皆さん、今のこども園の保育内容、保育所寄りになってるように感じてるところでは一致されてます。実際、先生の内訳を見ましても、保育所組の先生の数が圧倒的に多いというところで、そうなるのも仕方ないのかなと思います。

こんな中で、実際こども園の教育・保育の質の内容をどのように担保して充実を図っていくのか。特に幼稚園組の親御さんのニーズをどう満たすのかというところで答弁をお願いします。

もう1点、発達に遅れ等のある特別な配慮の必要のあるお子さんへの対応について、これも町側にヒアリングしたところ、そういったお子さんについては、心理士等の専門家のアドバイスも含め、園、ご家庭とで日々連携をとりながら適切に対応してます。問題ありませんという趣旨の回答でした。この町の回答を、実際にそういった配慮が必要なお子さんを通わせている親御さんに、どうですかと聞いてみたら、ちょっと違うんじゃないかと。実際そのお子さん、入園前から病院でのサポートを受けられてまして、入園前の園との面談の際には、お子さんの事情、通院のことも全部伝えてあったと。入園後、4月以降ですね、たまたま偶然があって、園にも発達の遅れた子どもの支援をしてくれる先生がいるとか、そういう支援のプランがあるということを知った。この親御さんとしては、入園前の面談、一体何やったねんと。たまたまの偶然がなかったら、うちの子はそういう園の支援を受けられへんかったんじゃないんですかと。面談のときにちょっとでもそういう支援対応の先生がいるとか、そういう制度がありますよと説明があったら、うちの子はもっと早く支援を受けられてたのということをおっしゃってました。

ですので、園長先生たちは、ちゃんとやっていますと、私、外部の者に対して説明されてますけど、実際にこうして支援の必要なお子さんが必要な支援を受けられてなかったという現状が起きてますんで、説明と現実の違いがあって、いま一度見直す必要があるんじゃないでしょうかというのが2点目、

もう1点、つい先日、園のほうで全保護者対象に保護者会を開いて意見を聞いたけども、特に不満等の声はなかったと町がおっしゃってますけども、親御さんの中には、何か意見等を言って、モンペ、いわゆるモンスターペアレントですね。そういう扱いで警戒されても嫌やからということで、我慢されてる親御さんも実際おられます。実際こうやって不満の声等々聞こえてきてますんで、無記名で保護者アンケートを一度してみてもどうでしょうかというところで、3点まとめて答弁をお願いします。

議長（北村 孝議員）

二重教育部長。

教育部（二重 幸生部長）

幼稚園、保育所が1つとなり、新たな施設としまして町立東忠岡こども園がスタートいたしました。園長、副園長を初め全ての保育教諭は、変化した環境に対し子どもたちが少しでもスムーズに園での生活になじんでいけるよう配慮をしてきたところでございます。初めは戸惑っていた子どもたちも、現在ではすっかり新しいこども園での生活を楽しんでいると聞いております。

しかしながら、保護者の中には初めてのこども園ということで戸惑いを感じられた保護者もいらっしゃることは事実でございます。開園前にも保護者への説明会は実施いたしましたが、開園後に再度説明会を実施するなど丁寧な対応を行い、ご理解をもらえるように努力をしているところでございます。

保護者のご意見を真摯に受け止め、東忠岡こども園の教育・保育方針を基に、教育・保育の質の向上に向けて引き続き取り組んでまいりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

それから、先ほどございました支援を要する子どもに対する対応でございますが、面接時にその辺りの説明がなかったという点に関しましてはですね、今後、その辺りも詳細に説明するように努めてまいりますので、併せてご理解のほどよろしくお願いいたします。

（勝元議員「アンケートの実施」と答弁を求める）

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

すみません、保護者に対するアンケートの実施ということでございますが、またですね、その辺り機会を見て、必要であれば実施してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

園長さんもおっしゃってましたけどね、声が聞こえてないから不満の声がないんだということではなくて、言いたくても言えない人が大勢いるという視点で対応をお願いしたいと思います。

次、2つ目の町保育施設における不適切保育疑いの問題、それから続いての全ての町内保育施設における不適切保育等への対策、対応について、これ、まとめて一緒に1問で3回以内でやりたいんですけど、よろしいでしょうか。

議長（北村 孝議員）

はい。

1 1 番（勝元由佳子議員）

まず、町立の保育施設における不適切保育疑いの件です。これは内部通報によるものです。私が提供を受けた情報というのは、通告書にあるこの3点ですね。子どもに対して大声で激しく怒鳴りつける。子どもの腕を引っ張るなどして叱りつけていた。各クラスとは別の部屋で段ボール製のかまくら状の空間に子どもを入れることをしていたということで聞いております。

これについて開示請求、それから園長さんたち園側、教育委員会にヒアリングしたりと事実確認してきましたけども、園側のほうとしては、子どもの安全のために大声で怒鳴ったとか、ほかの子に手を出そうとした子がいたので、それを止めるために腕をつかんだ。段ボールについては、特別な配慮の要るお子さん等、気持ちを落ち着かせるために段ボールで囲った別の空間に連れて行くことはありますがということで、それぞれやむを得ない事情、状況があったということで、結果的に不適切な保育ではないという、現場ではこうなんですという回答でした。

町側の認識、回答と、私が聞いていた言い分と食い違っていると。私自身、子育てのど素人ですので分からないので、保育所の先生たちに、保育の現場でこうなんです、問題ないんですと言われたら、それ以上何も言えませんが、しかるべき第三者の意見をお伺いしました。

まず、大阪府子ども家庭局子育て支援課。認定こども園の所管部署です。大声で尋常じゃない怒鳴り方で子どもを叱るとか、子どもの腕を引っ張るとか、そういったことは適正保育の範疇を越えていると言わざるを得ませんねと。特に子どもの関節は柔らかいので、力加減、つかみ具合によっては脱臼するおそれがありますと。段ボール製の空間については、状況によりますということでした。

もうお一方、保育の特に子どもの人権・福祉の分野の専門家の先生で、関大の山縣文治教授。この先生、厚労省の子ども・家庭・福祉に関するワーキンググループの座長を務められたり、こども家庭庁も推奨してる不適切保育防止のためのチェックリスト、これは全国保育士会と一緒に作成にも携わっておられる専門の先生です。直接お会いして、私が聞いている内容はこうです、でも、町側の回答、対応はこうです、どうなんでしょうということでお聞きしました。

段ボールの件は、やっぱり大阪府と同じで、やり方、使い方によりますと。ただ、今回の私のヒアリングに対する町側の回答、対応というところで、何点か問題指摘のポイントがありました。まず、議員の私の保育の現場の確認、ヒアリングしたいという申出に対して、教育委員会が一切禁止と。今回だけ特例で認めていただきましたけど、保育の現場を外部に見せないなんてあり得ないと。段ボールにしる、ほかの行為にしる、適正保育の大前提は、保護者、外部の人たちにきちんと説明できることと併せて、こんなふうやってるんですよと見せること、この2つがセットで初めて適正保育と言える。ですので、現場を見せないというのは論外ですということでした。

あと、園長先生たちのプロ意識の部分ですけども、プロこそ反省しなければならないと。素人、保護者の疑問を解消する説明、保育をしないといけないと。先生いわく、保育士目線、これも駄目。保護者目線、これも駄目。子ども目線、つまり子どもが快か不快か、どう思っているか、子ども目線で見ないと駄目ですよと。これ、町の園長さんたちの言い分、全て保育士目線ですよねというところで、子ども目線でないと駄目ですよということをおっしゃってました。

もう1点、指摘ポイント。保育施設の保育の質、内容は、個々の先生の質ではなくて園の質、方針によると。問題が起こりやすい施設、組織では、組織の体質が問題で、隠蔽体質がある場合も多い。今回、勝元議員からのヒアリングで、園長先生初め教育委員会、問題ないです、大丈夫ですと回答してますよね。本来であれば、じゃあ1回調べてみますと言うのが、良い施設、組織の回答、対応ですよということで、おっしゃってました。

ということで、3点質問いたします。今回のこういった不適切疑いのそれぞれの行為について、町側は不適切ではないという回答でしたけども、それぞれ3つの行為ですね。そういう対応をした場合、その子の保護者さんにちゃんと説明してるんでしょうか。確認、1点。

もう1点、こういったしかるべき第三者の意見、どのように受け止めて、今後どのようにされるおつもりでしょうか。

次、3点目、今回、議員の私が現場の確認、ヒアリングに伺おうとしたら教育委員会に止められました。で、これまでも、今後も教育現場との接触は一切禁止と。全て教育委員会が対応、回答しますと壁になってるんですけどもね、そういう我々外部、保護者から見て、隠蔽体質にも見えてしまう、そういった教育委員会の体質そのものこそ問題ではないでしょうか。この、何が何でも教育現場に外部の人を接触させないという対応を改めるべきではないでしょうか。

以上3点、まとめて答弁をお願いします。

議長（北村 孝議員）

二重教育部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員お示しの不適切保育の疑いということでございますが、教育委員会が現場の園長を通じまして全職員にヒアリングをした結果、そのような事実は一切ございませんでした。

ただし、お示しのとおりですね、本町ホームページ宛てに、大声で子どもに怒っている先生がいたというようなご意見は事実ございましたが、その件に関しましても、先ほど議員からもございましたが、園児が突発的に走り出したということで、本人並びに周囲の園児への身体的な危険があったために、大きな声で注意したということでございます。

本町教育委員会の所管であります小学校、中学校、こども園について、常々ですね、子どもの命に関わる問題や人権に関わる問題については、毅然とした指導をするように現場

に申し伝えております。また、その際の指導については、発達段階に応じた効果的な方法を選択しております。この件に関しましては、大阪府にも確認したところ、問題はないという回答を頂いているところでございます。

続いて、教育委員会が直接現場の声を聞くことを許可しないというような点に関しましてはですね、これまで述べてきたとおり、議員が指摘されている情報と実際とのギャップがございますので、まずは教育委員会のほうに問合せをお願いしたいということでお伝えしているものでございます。

現場の先生は、日々子どもたちの対応で非常にしんどい思いをしておりますので、現場に確認したい事柄などがあつた場合には、直接園に問合せされるのではなく教育委員会を通しての対応をお願いしているものでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

それから、開かれた保育という部分に関しましてはですね、皆様ご承知のとおり、コロナ禍ということで、これは保護者に対してもですね、園内への入場を一定制限させていただいているというところがございます。コロナ禍前まではですね、年に何回か地域の方が自由に出入りしていただけるような、いわゆるオープンスクール的なものを実施しておりました。先ほど申し上げましたが、コロナ禍のため実施できておりませんでした。子ども園の工事も全て完了します2学期以降にはそういったものも再開してですね、地域に開かれた園づくりというものを目指してまいりたいというふうに考えておりますので、その際にはぜひご参加いただいて、園のほうをご覧いただけたらというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

教育委員会のほうもね、ご事情は分かります。ですけど、やっぱり外部、住民、保護者の方から不信感を招くような対応は改めていただきたいというところで、お願ひします。

もう1点、今回お伺ひした専門家の方の意見と本町の教育委員会、園の回答、対応、方向性がちょっと違つてるところで、町側でできる今後の解決策、改善策、対応策についてお聞きします。

まず1点目、いつでもどこでも知らないうちに不適切保育が起こり得るという目線に立って、外部の講師を招くなどして、こども園の先生、現場の先生たちに勉強会、研修を行うと同時に、チェックリスト、その他の規定づくりをしてはいかがでしょうか。

2点目、先般の国の不適切保育に関する調査の中で、本町が提出した回答を見ますと、こういった問題の未然防止のための取組という質問の中で、通報などがしやすい環境整備について本町は何も取組をしていないという回答でした。また、虐待等不適切な保育が疑われる事案を把握した際の判断基準、事実確認のプロセス等々、本町の回答は全て定めて

いないという回答でした。通報しやすい環境整備も含めて、万一こども園で不適切な保育が起きた場合の体制づくりが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

もう1点、抑止力として監視カメラの設置、これは従前から町施設に設置をお願いしてるところですけども、こういった疑義が生じた場合の事実確認、客観的証拠、プラス先生の抑止力のためにも施設内部にカメラを設置すべきではないでしょうか。

もう1点、町立の保育施設だけではなくて、ピープルさん、あとチューリップさん含めて、町内の保育施設全てにおいてこういった不適切な保育等は起きてはいけない問題です。現在、町は私立も含めた保育施設について定期的にでも確認しておられるのでしょうか。また、こういった問題が私立の施設で起きた場合の対応策等、きちんと体制とられているのでしょうか。よろしくをお願いします。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重教育部長。

教育部（二重 幸生部長）

まず1点目の研修に関しましてですが、園のほうで計画を立てまして、大学の先生などに依頼をし、実施をしております。令和5年度の予定なんですけど、初任者研修につきまして、大阪府教育センターに依頼をして、年間7回の研修。また、支援を要する子どもへの対応についての研修につきましても、短期大学の先生に依頼をして、これも年7回を予定しております。また、議員からご指摘のあった不適切保育に特化した研修につきましても、これ、オンライン研修なんですけど、急遽追加のほうをしております。

それから、チェックリストでございますが、これまでできておりませんでしたけど、こども園開園に伴いまして、5月に全職員を対象に実施のほうはしております。何分初めての取組でございますので、引き続き実施してまいりたいというふうに考えております。

続いて、通報制度に関してなんですけども、こちらに関しましてはですね、日頃からそれぞれの保育士に対しましては、気になることとか気づいたことがあれば、報告、相談するように伝えておるので、現状では特にそういった報告、相談のほうは受けていないというところがございます。

それから、教育・保育の記録用カメラの設置につきましてはですね、近隣の状況なども含めて、今後、調査・研究をしてまいりますので、よろしく願いいたします。

最後に、民間園についてでございますが、日頃からですね、一定情報提供等々は当然しておりますので、今後もさらにその辺りを強化してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

先だってね、私のほうでも役場の若手職員さんに対して、無記名というか匿名のアンケート調査しましたが、役場の幹部職員さんに聞くとね、風通しがいい組織やと思いますと言う職員がいる一方で、実際アンケートをするとね、やっぱり不満の声とか出てきて、日頃言いにくい、言えないことが出てくるんですよ。ですので、いくら教育委員会さんのほうで風通しのいい組織づくりをしていると思われてても、こういうことって言いにくい部分があるので、匿名でも通報できる制度は考えていただけたらと思います。せっかくの新しい施設ですので、大事な子どもさんを預かる教育現場ということで、住民、保護者の方々に安心してもらえる開かれたこども園づくりをしていただきたいと要望して、次の質問に移らせていただきます。

次、町民グラウンド改修事業の質問、それから町ホームページの質問、こちらはですね、ちょっとまとめて一緒に質問させていただいてよろしいでしょうか。

議長（北村 孝議員）

関連してますか。

1 1 番（勝元由佳子議員）

分けたほうがいいですか。

議長（北村 孝議員）

別、してない。

1 1 番（勝元由佳子議員）

してない。

議長（北村 孝議員）

してなかったら、ちょっと。

1 1 番（勝元由佳子議員）

それなら分けます。

議長（北村 孝議員）

関連してたら。

1 1 番（勝元由佳子議員）

じゃあ、分けます。

じゃ、町民グラウンド改修事業についてです。これは令和5年度の町長肝煎りの事業として、約3億6,000万円の巨額予算の規模で計画された事業でしたが、さきの3月議会でも議会を混乱に陥れる事態となりました。

それ以降ですね、開示請求、ヒアリング等々で事実確認してきましたけれども、やはり2月の時点で建設部局は、立花公室長、教育部長に対して、年度内に設計委託業務、終わりませんよと、これは危ないですよということを必死におっしゃってた。だから、町は設計委託業務を年度内に終わらないことを把握してたにもかかわらず議案を上程しなかった

ということ。そのほかの情報も隠そうとしていたことが、町から開示された記録上、明らかになっております。

こういった3月議会、予算委員会での議会、住民に対する虚偽の説明、答弁も含めて、本事業に関する問題については、町は組織ぐるみで隠蔽しようとしていたとしか思えません。それが公文書上で出てきました。

そこで、3点質問です。今年度に入って、教育委員会から6月議会で補正予算の議案を出すと聞いておりましたが、結局それもなく、先日の全協でも議会への説明が一切ありませんでした。あれだけ議会を混乱に陥れた案件です。議会への説明が何もないというのはおかしいのではないのでしょうか。今後の本事業の流れと合わせてご説明をお願いします。

また、この問題が起きた背景、原因ですけれども、担当課の職員さんの責任もある一方で、やはり全庁的な仕事のやり方そのものに根本的問題がある、それに尽きると思っています。特に部局間での情報共有が全くされていない。町長、副町長、上司を入れて会議も1回もされていないとかですね、あと各課の職員さんたちの間でも意思疎通、情報共有できてない。100人職員がいたら100軒の個人商店がある状態で忠岡町は仕事をしていて、全く組織で仕事をしていないというところで、社会人、組織としての当たり前の日々の仕事できてない、全くできてないという状態です。ですので、この一事が万事、本町の仕事の仕方の問題、特に部長級以上の幹部職員のマネジメント能力のなさというところが根本にあると思います。こういった当たり前の組織づくりというところ、恐らく私が見えている部分については、井上副町長も見えてると思います。この組織の立て直し、どのようにお考えでしょうか。副町長、お答えください。

あともう1点、町長、今回の問題、トカゲの尻尾切りのように担当課長以下担当職員の責任を問うよりも、こういった町長肝煎りの事業ということで、町長以下特別職の3人を含む部長級以上の幹部職員の職員組織のマネジメントを怠った責任をとるべきだと思いますけれども、この辺の責任のとり方、いかがお考えでしょうか、お願いします。

議長（北村 孝議員）

二重教育部長。

教育部（二重 幸生部長）

ご質問の町民運動場改修工事に係る設計業務委託に関連し、事務処理が滞ってしまい、結果として繰越しとなり、当初の予定と異なる計画となったことに関しまして、様々な方面にご迷惑をおかけし、大変申し訳ございませんでした。改めておわび申し上げます。

あくまでも今回の原因は、確認申請の事務上の遅滞であり、それ以外の成果物につきましては一定、当初の予定どおり進捗しておりました。現在は、予算委員会などでの様々なご指摘を基に町側の方向性を検討しております。

現状では、遊歩道の新設と外周フェンスのやりかえについては実施しません。グラウンド内部の水はけ改善とグラウンド内部の建物等の新設、撤去、バックネットのやりかえ、

遊具のやりかえ、マンホールトイレの設置などグラウンド内部のみの工事を実施する予定としております。また、工期についても、以前に報告していた8か月ではなく6か月程度を想定しております。

現在は、設計業者に計画の変更に伴う再設計をお願いしている状況であります。ある程度のめどがついた時点で議会にはご報告させていただこうと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

副町長。

副町長（井上 智宏副町長）

2点目のご質問、いわゆる個人で仕事をして、組織で全く仕事をしてないんじゃないかと、そういうご指摘でございますが、おっしゃるように、仕事は個人ですというようなものではなくて、組織ぐるみでやるというのが基本というか、そのとおりでございます。

こういう事態を私、就任時に想定してたわけではないですが、就任時にも幹部職員には3点お願いをしております。1つが、報連相を徹底するということ。それから、2つ目としてコンプライアンスを遵守するということ。3つ目として、リスク管理能力を磨いていくというようなことを、3点お願いしております。特に今回の案件で申しますれば、報連相の徹底ができてたなかどうかというところに尽きるのかなと考えております。

この報連相の徹底、行政の内部ではよく使われる言葉なんですけども、ともすれば部下から上司への努力目標的な使われ方をしてる現実があるところなんですけども、私がそのときに申しましたのは、部局間、いわゆる横の関係においても報連相を徹底する。そういうことで風通しの良い職場環境づくりを、上下関係だけでなく横の関係においても築いてほしいというようなことをお願いしました。

結果としてですね、年度末のどたばたとした騒ぎの中、それが浸透してたかというところ、なかなか浸透し切れてなかったなというようなところもあり、私自身もその結果というか、その現実を見るに当たって反省をしているところでございます。

幹部職員には、就任時以降もですね、事あるごとに、また節目節目でそういうことをお願いしてきたつもりですけども、結果そういうことであつたということで、これから先、どういった組織づくりをしていくかということが重要になるわけですけど、やはりその、どう言うんですかね、組織で取り組んで仕事をする。これは至極当たり前のことです。その当たり前のことをやっぱり根づかせていくということが重要なことかなと考えてます。大仰な言い方になりますけども、意識改革というのはなかなか難しくって、改革をするに当たって最大の壁かなと思っておりますけども、そこは根気強く、職員自ら自発的にそういう感覚を持って仕事をしていっていただける、そういう職場環境づくりといいですか、組織づくりを目指して、私も力を尽くしてまいりたいと、このように考えております。

す。

なお、今、町民グラウンドのもろもろの作業につきましては、部長会を中心に情報共有を図り、また協力体制も整えた上で、役場全体で現在取り組んでおりますので、その辺はまた議会のほうにもご報告、またご相談さしていただける時期が来ましたら、そのように相談、それからご審議いただくことになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

住民の皆様には変な負担とかいうものはかけたくないというのは、当然のことでございます。という中で、職員を信じていたというのもありまして、いろんなことがありますけれども、この問題に関しまして、しかるべきときにはしかるべき判断をさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

組織のね、この忠岡町の問題というのは、やっぱり下の職員さんからの不満は出てて、言うてるところは同じやと思うんです。一部にはね、副町長がこうやって改善しようとしても、何か重箱の隅つつきやがってみたいに言うて、動けへん幹部職員もおるといふふうに聞いてます。そこは町長がやっぱりトップでちゃんと改善するように指揮していただきたいということでお願いします。

次、時間もありません。町ホームページについて質問します。この春、本町ホームページが大幅リニューアルしました。トップページの見目はかなり良くなったものの、実際使用してみると、トップページ、見出しから入って探っていくと、欲しい情報にたどり着けないとか、前のホームページよりも探しにくい、あるいは前のホームページに載っていた情報すら載っていないということもありまして、不備が目立っております。住民の方からも既に苦情の声も聞こえております。こういった整理されていない状況、むしろ前のホームページのほうが良かったなあと、ちょっと思ってしまう部分もあります。

というところで、まず1点目、これまでのホームページの情報発信の問題について、町側は新しいホームページで改善すると。それまで待ってほしいという答弁をずっとしてきました。しかし、蓋を開けたら何も改善されていません。一体いつになったらホームページ、分かりやすくなるのか。はっきりいつ頃までにこうしますという答弁、お願いします。

もう1点、予算の部分です。このホームページリニューアルに係る予算、コロナ予算で

すね、国からのコロナ予算を使っています。目的、説明が、新型コロナに関する情報を速やかに発信するためにホームページ機能を強化しますということで議会も説明を受けてます。当時、私も含め、そんなホームページの更新、通常予算を使うべきやと指摘しましたけれどもね、忠岡町はこの予算使いました。蓋を開けたら、今のホームページ、トップページ、どこ見ても新型コロナ関連情報の入り口、ありません。すぐ探せない。参考に近隣のホームページ見ましたら、泉大津市、和泉市、岸和田市、どの自治体も新型コロナ情報をトップに出しています。ということで、新型コロナ関連情報を積極的に発信しなくなったのであれば、なおさらコロナ予算をこのホームページリニューアルに1,240万円も使ったことは、コロナ予算の使い方として不適切だったのではないのでしょうか。いかがお考えか、お答えください。

議長（北村 孝議員）

答弁をもって質疑を終結します。明松公室次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

ホームページの件でございます。ホームページ、非常に分かりにくいのではないかというお話でございますが、今回、リニューアルしたホームページの表示におきましては、これまでの各課別とは異なりまして、カテゴリー、例えば子どもが産まれました、出生でございますね、などの目的別検索というものを柱に移行いたしました。行政の組織や機構などを知ることがなくとも、訪問された方の目的で探せることから、親しみやすく分かりやすいという面があるのではないかと考えてございます。一方で、これまで課別で親しんできた中では、なかなかカテゴリー検索に慣れていただくのに多少の時間を要する場合もあるのではないかと考えているところです。

ただ、そのような中、各課がカテゴリーという項目がございますが、そこに必要な項目、特にショートカットというのがあるんですが、リンクのようなものなんですけども、を張り切れてない場合が見られます。引き続きこれらの点につきましては、各課と連携して改善を図る中、より効果的なショートカットのひもづけにより検索利便性の向上を図っていきたいと考えてございます。

いつになったらホームページが完成できるのかというところでございます。そもそもホームページは常に更新、新規の作成や変更や削除等あるものと認識しているところであります。完成という点につきましては、いつまでということは大変難しいところもありますが、とにかくでき得る限りホームページを利用される方の利便性向上が図られるよう、皆様からの声も参考にさせていただく中、日々機能向上に向けて進んでまいりたいと考えてございますので、何とぞご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

それと、コロナの予算、適正だったかということでございます。今回のこのホームページリニューアルに関しましては、コロナ感染症対策などの情報発信機能も含めて、来庁機会の削減を図るということも国の大きな目標としております。これにつきましては、感染

症のみならず来庁して接触する機会を減らそうという目的でございます。併せて、ポストコロナを見据えた地域活性化など社会づくりも図り、住民の利便性向上やサービスの向上、感染症なども含めた町の情報発信機能の強化を図るということも目的にしており、ホームページの今回の使い方、予算の使い方については適正であったのかと考えてございます。なお、この臨時交付金申請団体は、令和3年度46団体、令和4年度に37団体、全国で83団体が採用されているところでございます。

もう1つ、コロナの関連記事がないのではという点につきましてでございます。現在、5類相当ということで、かつてのようにトップの掲載というものはしておりませんが、近隣もございまして、何よりも今後新たな動きがある場合につきましては、議員申されますように、とにかく住民の目のつくところにしっかりと張りつけて、情報の発信をしてまいろうと考えてございますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

議長（北村 孝議員）

以上で、勝元由佳子議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、今奈良幸子議員の発言を許します。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

議長のお許しを頂きましたので、1つ目の項目の町民自らが必要なサービスにたどり着く仕組みづくりについての質問に参ります。

昨今、AIの普及により、ICT（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）、情報通信技術と訳される概念で、インターネット、5G、Wi-Fi、クラウドといった技術を活用した産業やサービスが発展してきています。様々な情報がある中で、自分の必要なサービスや情報を入手する必要があります。そのため、検索の仕方が違ったり、使いこなせずに、そのサービスにたどり着かず、使えていない場合があります。見つけにくいとの声を頂きました。その対策として何が考えられるのか、お示してください。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松公室次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

先ほどホームページの質問もございましたとおりでございますが、今回リニューアルされました忠岡町公式ホームページにつきましては、行政の仕事の分類や組織、機構をご存じない方、初めて訪れる方でも、必要とする情報を探しやすいように、他の自治体でも採用標準になっておりますカテゴリ分類、例えば出産、転入、子育て等を柱に構築をしているところでございます。こちらからご利用いただければ、比較的探しやすいと考えてございます。

また、どうしても不明な点があり、かつ役場に来庁される時間のない方につきましては、ページごとにご質問、ご意見のメール発信ができる手段もございます。もちろん直接お電話でも対応させていただきますので、これらの手段をもちまして情報を取得いただければと考えてございます。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

ホームページのリニューアルにより、利用者目線で検索しやすい、またメール、電話での質問もお受けしていただけることが分かりました。ですが、その状態であれば、従前との変化は感じられず、職員さんの負担は変わらないと思います。町民の方も職員の方も良い方向に進んでいけるやり方を見つけていくことが大事です。

令和3年第3回定例会の一般質問から子育てアプリについて毎年質問しておりますが、令和5年度も見送られていました。予算上、導入が難しいとのことだと思い、お金をかけずして何かないかと探していたところ、育児助成金白書、「育白」という、自分に関係する全ての育児制度とサービスを知る民間サイトを見つけました。このサイトは、2017年4月12日に子育て支援分野での連携と協働に関する事業関連協定を大阪本部と締結した一般社団法人日本子育て制度機構が運営しています。また、全国の30万を超える子育て制度と相談窓口をウェブで公開しており、全国の子育て世帯が受けることのできる制度や相談窓口を無料で紹介しています。他市でも「育白」で子育て制度、相談窓口を調べるというページをホームページに挙げておりますので、忠岡町でも取り上げていただけないでしょうか。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松公室次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議員申されましたとおり、子育て関係サイト「育白」につきましては、リンクを設定している自治体が大阪府を初め複数あると聞いてございます。府は、民間事業者と事業連携協定を結び、この紹介をしているところでございます。外部サイトへのリンクにつきまし

ては、相手方のリンク張りつけの条件や、当該ホームページのリンク先を考慮することも必要と考えてございますが、それらを確認次第、リンクの設定をしまいたいと考えてございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

確認をよろしくお願いいたします。人員、お金をかけずにしてできることはないのかという視点でも考えていってほしいと思います。

情報発信の1つとして、同じ会派の前川議員も以前からお伝えしておりますが、広報紙やホームページにも杉原町長の思いを載せる、また動画配信を行っていくつもりはないでしょうか。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松公室次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

住民皆様への町長による直接的な情報発信は、住民の安全や安心、様々なまちづくりへの情報発信、またご理解を頂く中で、大変重要な手法であると考えてございます。今後、発信してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。議員もですが、町長ももっと身近に感じていただくことで、町にもっと積極的に関わってくださる住民の方々も増えると思いますので、前向きな取組を期待しております。

続いて、2つ目の項目のブックスタート事業についての質問に参ります。ブックスタート事業は、「地域に生まれた全ての赤ちゃんに絵本を聞く楽しい体験とともに、絵本を手渡すことで赤ちゃんと保護者がゆっくり向き合い、楽しく温かい時間を持つきっかけをつくり、赤ちゃんの健やかな成長を応援する活動」と第1次忠岡町子ども読書活動推進計画に書かれています。ブックスタートは4か月健康診査時に、ブックセカンドは1歳7・8か月児健康診査時に、ブックサードは2歳6・7か月児健康診査時に絵本を配布されてい

ます。全国の自治体の中でも実施例が少ないブックサードを実施している中で、四、五歳児にも適用した理由と、この事業を行っている効果を教えてください。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重教育部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員お示しのとおり、本町におきましては、平成29年度からブックスタート事業を実施しております。平成29年度から実施し、平成29、30年度はブックスタート、平成31年度、令和元年度からはブックセカンド、サードということで拡充を図り、好評を頂いているところでございます。

令和4年度におきましては、さらに拡充を図り、4歳児を対象としましたプレ、5歳児を対象としたファイナルということで、就学前の全ての年齢において絵本を配布する事業を確立させたところでございます。これは就学前の全ての年齢において、毎年、絵本と楽しむ機会をつくることで、就学後の読書習慣の定着につなげることを目的として実施させていただいたところでございます。

具体的な事業の効果につきましては、子どもたちに絵本を手渡すことで、子どもたちはもとより保護者に対して本と親しむ良さを実感していただきたいというふうに考えております。

ブックスタート事業で絵本を手にとられ、さらに絵本を探すために町の図書館へ来ていただくといった連携を想定しており、実際に図書館で週に1回、子どもたちが声を出して楽しむような機会を実践しておりましたが、コロナ禍において現在は中止を余儀なくされております。今後、再開について検討中ですが、そのような機会を増やしていくことと併せて、ブックスタート事業を今後も継続するというので、子どもたちが本と親しむ機会をこれからも増やしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。教育委員会の会議録から、0から6歳までの貸出図書利用状況表を見てみると、2018年12月は256冊、2022年11月は116冊となっております。少子化や事業開始以降、コロナ禍であったこともあるのでこのような結果になっており、この事業の評価がイコールにはならないかもしれませんが、活用されているの

かが疑問に思うところです。絵本を渡し、絵本に触れ合う環境づくりは良いことだと思いますが、実際にどのように子どもと活用したらいいのか分からない場合もあります。コロナ禍前は4か月健診時に絵本の読み聞かせをしていたとのことですが、親子で見聞きしているのと、実際にしてみるのでは全然感覚が違ってきます。

私も実際、自分が小さいときは親に読んでもらっていたようですが、物心ついたときには本を読むのが苦手でした。自分の子どもが小さい頃は、自分みたいになってほしくないと思い、絵本を読んでおりました。仕事柄、語彙力がつくからいい、イメージ力がアップするということは分かっていましたが、なぜそうなるのかまでは分かっていませんでした。

そんな中、令和5年2月19日にPTA協議会が、ふれあいホールで開催した「絵本で自己肯定感、EQ力を育む」というセミナーに参加したところ、絵本を読むことの大切さに気づかされました。子どもの脳の成長に合わせた読み方をすると、子どもは絵本に集中するようになる。絵本に興味がないのは、脳に合った読み方をしてない可能性がある。6歳までの子どもは左脳より右脳が優位なため、右脳に刺激を与えるには、日本を代表する脳神経外科医の篠浦先生監修の脳科学の知見を取り入れた方法である、絵本をゆっくり読まない、声色を変えないこと、絵本を読んだ後に子どもを褒めることで自己肯定感の高い子になる。絵本は自己肯定感アップのサプリメント、サクセスストーリー、ハッピーエンドストーリーを自分と重ね合わせていく。ゲームと絵本の違いはイメージ力。ゲーム、動画はずっと絵があるが、絵本は絵と絵の間がないので、そこをイメージする力が育つという内容でした。大人は左脳優位なので、なぜ絵本がいいのか理屈を理解すると、絵本を読むようになるのではないのでしょうか。絵本を渡すだけではなく、ぜひそのような内容も伝えていくことで、絵本を読みたくなると思います。PTA協議会の方が、大好評でしたとお話しされており、そのセミナーに参加された方からももう一度聞きたいとの声を頂いております。

セミナー後、その講師の方と直接お話ししたところ、特別支援学級の子どもたちにこのような絵本の読み聞かせをすることで変化が見られた、中学校不登校の女子に絵本を読み聞かせすると、最初は部屋の隅で聞いていたが、だんだん近くに来て、そのうち「今日は何を読むの」と話し始め、ある時、号泣して、今までこれがつらかったと全部吐き出したなどの数々の事例もあることをお聞きしました。このような専門家のお話が聞けるお話し会、講演会も併せて事業に盛り込んでもよいと考えますが、いかがでしょうか。

議長（北村 孝議員）

二重教育部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員お示しのとおりですね、保護者への伝え方ということも大切かなというふうに考えておりますので、今後、できるだけ分かりやすくするように検討してまいりますので、よ

ろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

何事も使い方次第で生きてこないこともあるので、ぜひこの事業が、子育て世帯が楽しく子育てできるきっかけとなり、就学後の読書習慣の定着につながるような仕組みづくりを行ってくださるよう、よろしくお願い致します。

最後の項目、令和5年度忠岡町教育方針についての質問に参ります。まず、問1の東忠岡こども園について質問いたします。これはちょっと勝元議員と重なってる場所もあると思いますが、質問させていただきます。

令和5年4月1日より東忠岡こども園が開園しました。こども園としてスタートし、子どもたちの心境の変化や保護者の声はいかがでしょうか。

議長（北村 孝議員）

二重教育部長。

教育部（二重 幸生部長）

新しいこども園の開園ということで、全園児を対象に入園式を行い、これまでの幼稚園、保育所の在園児と新入園児、みんながそろってのこども園がスタートしました。開園当初は、新しいクラスとなり、担任の先生やお友達などの環境が変わったことにより戸惑いのある子や、初めての園生活に不安を感じる子もいましたが、すぐに慣れて、自分の好きな遊びを見つけ、お友達や先生と遊ぶなど日々楽しく過ごしていると聞いております。

保護者の方々に対しましても、開園前にも説明会を開くなど質問やご意見に対しても丁寧な対応をしておりましたが、実際にこども園としてスタートしていく中で、戸惑いを感じられることもあるといったお声も頂きましたので、令和5年5月15日に保護者会を改めて開催し、安心してお子さまを預けていただけるよう共通認識・理解、課題解決等を行ったところでございます。

今後も引き続き安心・安全に楽しく過ごしていけるような運営に努めてまいりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

先生方もこども園として教育・保育は初めてのこともあり、戸惑いもあったと思います。保育所の体制、幼稚園の体制の情報共有がうまくできていないこともあり、また手紙での説明で理解しにくいところもあり、4月初旬に保護者の方々からお困りの相談を受け

ました。教育みらい課に相談し、なるべく早めに保護者会を開いていただけたので、保護者の方々もご理解いただけました。その際はありがとうございました。先生方がお忙しいことは理解しておりますが、もう少し保護者の方々に寄り添った丁寧な対応をしていただくよう、何とぞよろしく願いいたします。

忠岡町の未就学児の施設は全てこども園になりました。今後も小学校との連携は行っていくのでしょうか。少子化も進み、コロナ禍はなかなか家族以外とのコミュニケーションをとる機会が減ってしまったので、異年齢で関わることのできる環境をつくっていただきたいのですが、いかがでしょうか。

議長（北村 孝議員）

二重教育部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員お示しの小学校との連携でございますが、本町におきましては、年長の子どもたちが小学校に入学する前に小学校を訪問し、お兄ちゃん、お姉ちゃんと交流するということにつきましては、従前より実施してきたところでございます。しかしながら、この数年間、コロナ禍ということで、そのような機会を持たない状況が続いておりました。

コロナ禍も一定落ち着きを取り戻してきたというところでですね、まずは町立こども園と民間園との交流を進めていきたいというふうに考えております。その後、冒頭申し上げた小学校との交流につきましても、再開のほうを検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。小さなまちだからできることがあると思いますので、まずはこども園での交流を実施していただき、タイミングを見て小学校との交流に広げていただけたらうれしく思います。よろしく願いいたします。

次に、問2の1、人権尊重の教育の促進の中に挙げられているヤングケアラーについての質問に参ります。ヤングケアラーとは、世界では慢性的な病気や障がい、精神的問題を抱える家族の世話をしている18歳未満の子どもや若者、日本では厚生労働省が本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことと定義しております。

令和2年第3回定例会の一般質問において小島議員が質問されており、その時点では「本町では確認されていないことと、大阪府がLINEを使った児童虐待の窓口相談について、今年度モデル事業を行い、2021年度から設置する方針を決定し、本町でもホー

ムページからご質問、ご意見等自由にお受けできる状況は整っておりますので、ご利用いただけますように啓発していく」との答弁でした。現在の状況と今後の方針を具体的にお示してください。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育部理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しのヤングケアラーにつきましては、家事や家族の世話を子どもが日常的に担うことで、子ども自身の学習権や様々な権利が制限される重大な人権侵害であると認識しております。

各校では、学期に1回実施する生活アンケートでヤングケアラーの実態把握を実施しており、該当する子どもに対しては必ず面談を行って、実態を丁寧に聞き取っております。ヤングケアラーの可能性のある子どもに対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家とも連携しながら、より踏み込んだ実態把握に努めております。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。忠岡町でもヤングケアラーの対応をいただいていることが分かりました。ケアを必要とする人を中心につくられている日本の制度において、要介護者や要援護者をサポートする専門職からは、同居する子どもは中高生であってもインフォーマルな社会貢献、介護力と見られがちで、大人の介護者と同等に扱われているようなところがあり、家族は余裕がありません。学校の先生は、家庭のケアの状況まで把握できないことが多いそうです。制度の狭間で誰からも支援されないヤングケアラーの対策が必要ではないでしょうか。ケアを必要とする人の幸福だけではなく、ケアを行う子どもの幸福も大切にされるべきです。家族の力が以前よりも弱体化していることも考慮されないまま、家族の助け合いに頼る形では、子どもや若者にしわ寄せが行き、ヤングケアラーは子どもの権利さえも守られていない現状です。家族を重荷やリスクと実感して育った子どもたちは、大人になっても自分が家族を持つことにちゅうちょするのではないのでしょうか。それは虐待をされて育った子どもも同じだと考えます。ケアを必要とする家族の状況を把握した上で、ケアをする子どもの立場に立って話を聞いたり、相談できる専門家が必要です。

本町においては、こども園では臨床心理士の巡回、学校ではスクールカウンセラーの巡回が重要だと考えます。子どもたちが信頼できる大人になることから相談しようという思

いが生まれてくると思いますので、知って安心できる存在になるためにも、子どもたちのところにもっと寄り添ってもらいたいと思います。

また、コロナも落ち着いてきているので、主任児童委員や教育委員の方々も積極的に足を運んでいただき、頼れる相談できる大人、多くの見守る目を増やしていただきたいと思います。そして、集まった情報をスクールソーシャルワーカーに共有し、必要な機関につないでいく、子どもの権利を擁護する必要があると考えます。福祉の専門家をもっと学校運営に関与していただきたいと思いますのですが、その件についてはいかがでしょうか。

議長（北村 孝議員）

石本教育部理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

子どもたちにヤングケアラーの状況を強いているのは、当該の保護者や周りの大人たちです。この状況の解決には、福祉的視点が不可欠であると認識しております。学校で把握した情報を福祉部局と共有し、子どもたちの健やかな成長を支援してまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2番（今奈良幸子議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。前向きな検討をよろしくお願いいたします。

問2の2、性教育における学校教育の考え方についての質問に移ります。忠岡町の学校に通わせている保護者から、性教育において授業を男女に分けて話すのではなく、男子も女子も合同にしてほしいとの相談を受けました。中2の娘のときは分かれてしていることもあったと認識しておりますが、実情を教えてください。

また、性教育、生きる教育においては、子育て中の親同士の会話の中で、子どもにどのように伝えたらいいのかわからないとよく耳にします。ですので、長期休暇時に親子で聞ける性教育のイベントを企画してみたいはいかがでしょうか。この2点についてお答えください。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育部理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

性に関する指導につきましては、学習指導要領に基づき、児童・生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動をとれるよう、保健体育や特別活動を初め学校教育活動全体を通じ

て指導しているところでございます。具体には、教育課程上において小学校で思春期での体の変化を理解し、中学校では思春期の心と体の発育、発達、性情報への対応等について学習しております。

指導に当たっては、発達の段階を踏まえることとなっており、小学校高学年の宿泊を伴う行事での持ち物に関する説明など内容により男女別々に行う場合もございます。また、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどを配慮しながら、計画的に実施しております。

議員お示しの長期休業時に保護者が参加できる性教育の研修会等につきましては、教育課程外になりますが、このようなお声があることを校長会等を通じて各学校にお伝えさせていただきます。

なお、性に関する悩みにつきましては、担任だけでなく養護教諭やスクールカウンセラー等、子どもが相談しやすい環境づくりに努めておりますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。保護者の潜在ニーズをつかみ、子どもたちの人権が守られるような対応を今後ともよろしくお願いいたします。

最後の質問であります。問3の障がいのある子ども一人一人の自立の支援の項目の中にあるユニバーサルデザインによる事業づくりや集団づくりの取組を、学校全体で積極的に進めると挙げられているが、具体的にどのようにしていくのかについてお聞きします。ロナルド・メイスが提案したユニバーサルデザインの7原則は、公平な利用、利用における柔軟性、単純で直感に訴える利用法、認知できる情報、エラーに関する寛大さ、少ない身体的能力、接近や利用のためのサイズと空間です。

本町の学校教育でのユニバーサルデザインの具体的な内容を教えてください。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育部理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お尋ねのユニバーサルデザインによる授業づくりや集団づくりの取組を学校全体で積極的に進めるために、支援教育コーディネーターを活用し、組織的に教育活動を展開するよう指導しております。

具体的に授業に関しましては、見通しや活動の手順、着地点を持って学習に取り組むことができるような工夫を全ての授業において実施しております。特にICTや具体物の活用

を積極的に行い、視覚情報を上手に使いながら授業づくりをすることで、子どもたち自身の理解が適切に図られるよう努めております。

また、集団づくりにつきましては、障がいのあるなしにかかわらず、共に学び、共に育つインクルーシブ教育の観点を教育の柱に、実践に努めております。これらの取組につきましては、支援教育コーディネーターを初め支援学級担当者等を中心に、それぞれ学校全体で積極的に進めております。また、町内3校で実践例等の情報共有化を図っております。

今後も各校が相互に研さん深めながら、より充実した支援教育の実施に努めてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。いろいろなことを考えていただいていることが分かりました。

小・中学校には特別支援コーディネーターが現在配置されています。その特別支援コーディネーターにおいて、学校内の関係者や関係機関との連携・調整、及び保護者に対する学校の窓口として機能することが期待されている。また、求められる資質、技能は、協力関係を推進するための情報収集、情報共有、交渉力や人間関係調整力、障がいのある児童・生徒の発達や障がい全般に関する一般的な知識、カウンセリングマインド、障がいのある児童・生徒の教育に関する一般的な知識、少人数指導や個別指導などチームティーチングの活用などが文部科学省のホームページで挙げられています。

その中にある保護者に対する学校の窓口としての機能がうまく生かされていないように思います。担任の先生には少し相談しにくい場合、どうしたらいいのか分からないとの悩み相談も受けています。校長先生、教頭先生に相談となると、保護者の方にとってハードルが高いので、現場で教えている先生の中で誰か相談できる人が1人いることで、安心して子どものことを相談できる環境をつくられていると言えるのではないのでしょうか。お互いが歩み寄り、寄り添い合った支援ができる仕組みづくりを保護者の方は求めていると思います。その辺りはいかがでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育部理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

支援教育コーディネーターを中心として、組織的に子ども、保護者に寄り添った相談体制をつくっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2 番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。子どもたちにとって大切な学び、経験ができる時期に、物的環境、人的環境を整えることが大切です。時代のニーズに合った対応を今後ともよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（北村 孝議員）

以上で、今奈良幸子議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、前川和也議員の発言を許します。

9 番（前川 和也議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9 番（前川 和也議員）

前川でございます。統一選後、初めての一般質問ということで、2 期目もどうぞよろしくお願いいたします。今回は、選挙中に訴えていたことと、そして今の時期を捉えてのことと、それぞれ盛り込んだ質問をさせていただきます。

まずは、共同調達についてということで通告をさせていただきました。これは何かと申しますと、各自治体がそれぞれで購入していた物品等をですね、物品等の調達を集約することでスケールメリットによるコスト削減が期待できるのではないかということです。簡単に言うと、1 人じゃなくて、みんなでたくさん買えば単価が下がるということですが、これを自治体でできないのかということです。

スケールメリットが考えられる一方で、地元業者への受注機会の確保や他の自治体との連携に係る調整の手間ですね、これを上回るようなコスト削減ができるのかといった観点を踏まえると、物品の共同調達に適している案件というのは一定の条件があるのかなというふうにも思うわけでありますが、本町はこれまで物品の共同調達は行っていないのかなというふうにも思うんですけども、行ってきたのかどうかと、またそれを他の自治体と行っていない場合ですね、それを他の自治体と行うべく検討したことはあったのかどうか、まずはお答えいただけますでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南公室次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

物品等の共同調達につきまして、今まで町といたしまして検討を行ったことがあるのか、また、その実施を行ったことがあるのかということでございますが、私の記憶している限りにつきましては、ないものと思ってございますので、よろしくお願いを申し上げます。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

これまでなかったということでした。本町のみならず近隣の自治体でもそのような話というのは聞かないですし、忠岡以南の自治体でそういうような検討会はあったみたいですが、実現には至っていないということでございます。府内というか、大阪府と大阪市では実は共同調達というのを行われてましてですね、何かといいますと災害用の備蓄米ですね。災害備蓄米の共同調達が行われ、単独で実施していた際と比べてコストダウンが図られたということです。

共同調達をしやすい物品の条件として3つほど挙げられるんですけども、一定の発注量が確保できるもの、そして仕様が統一できるもの。3つ目、調達先に地元業者が想定されない、大手業者が望ましいというような条件が挙げられますが、これに合致しやすかったのが備蓄米だったのかなと、災害用備蓄米だったのかなというふうに思うわけでありませう。

で、今回はですね、物品の共同調達でお尋ねしていますけども、自治体業務の基幹系システムにおける自治体クラウドというんですかね、そういう電算システム関係なんか、共同調達の実績というのは府内でも複数の実績があるかなというふうに思うんですけども、これ、本町においてそのような取組があるかどうか。これ、担当は多分明松さんになるのかなと思うんですけども、お答えいただけますでしょうか。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松町長公室次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

電算関係の共同調達でございます。研究会、近隣にございまして、そのような研究、日常させていただいてるところでございますし、今回も予算で上程はさせていただいてございますが、「L o G o フォーム」という形で申請のシステムを府内の希望する市町村、府の共同調達で実施するというところで現在進んでいるところでございます。このような形

で、先ほど議員申されましたとおり、スケールメリットというものを十分に生かした事業につきましては、引き続き調査・研究、また検討もしていくことになろうかと考えてございますので、よろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

システム関係での実例というのはやっぱりあるんですよね。本町でもそのような取組がされているということなんですけども、今回は物品についてお尋ねしているわけなんですけども、共同調達となるとですね、入札条件関連の整理でありますとか、仮に議決が求められるような契約は議会の賛否で契約の成否が左右されることもありますので、留意すべき点は多々あると思うんですけども、これを物品にまで適用できるのであれば、財政への効果も大きいだろうなというふうに考えます。本町、何か適用できる物品についても検討していくこと、これを求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南公室次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

本町において持続可能なまちづくりを推進していく上で、他の自治体との連携による施策を推進することは必要であると考えてございます。

ご質問の物品の共同調達に関しましても、物品等の調達コストの削減を図る観点から、他の自治体との共同で調達することでスケールメリットが生じ、コスト削減が期待できるものと考えられます。

なお、共同調達の実施に当たり、現時点におきましてはノウハウは持ち合わせてはございませんが、調達に係る自治体ごとの実情等に応じた契約手法や物品の仕様及び規格等の違いもあることから、統一した基準や一定の運用ルール等も必要になることも考えられます。

つきましては、共同調達することによる、より効果的かつ効率的な費用対効果も精査するとともに、他の団体の行っている取組事例等を十分検証し、事務処理要領等におきましても調査・研究を行ってまいりたいと考えてございますので、よろしく願いを申し上げます。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ぜひ、調査・研究というご答弁でしたけども、お願いしたいなというふうに思います。

共同調達の例示として挙げられる物品ですけれども、多くの自治体において使う可能性があるもの。先ほど申し上げましたような備蓄米ですね。お米も含んだ防災備蓄品とか、AEDですね。多くの団体において、先ほど申し上げました適用されやすい3条件、これを満たしているものということ。あと、職員用パソコンとか一般的な公用車とか消火器ですね。これら地元業者を調達先としていない団体では共同調達がしやすいのかなというふうなことが挙げられると思うんです。これら以外にもですね、日々毎日使うようなコピー用紙とか文房具ですね。これら、ほんとにハードルがたくさんあるかなと思うんですけれども、これらも含めて一度検討していただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問について移りたいと思います。危機管理について2項目、質問させていただきたいというふうに思います。

まずは、地震とか台風の災害対策についてからです。この本会議冒頭にも町長からもございました。今月初めにですね、台風2号がありまして、全町的に災害待機というんですかね、非常事態の体制となりました。当日は朝一からレクをしていただいていたんですけども、途中で中止になるような、それぐらいの大雨でございまして、現場に出させていただきました職員さんにおかれましてはお疲れさまでございました。ありがとうございました。

そこでお尋ねいたします。災害ですね、先ほども申し上げましたけども、災害備蓄品とか非常用発電とかですね、ハードの整備の部分についてはこれまでも私、質問させていただきましたが、今回は違う観点から尋ねたいなというふうに思います。本町におきまして、災害に備えての様々な計画があります。そして、計画に加えてですね、避難所の開設訓練とか風水害のタイムラインの訓練とか、水門の閉める訓練とかたびたび実施されてきたかと思いますが、本町では災害対策基本法に基づく災害対策本部の設置がなされたことは、恐らく今まではないのかなというふうに思うんですけれども、その本部の運用訓練、ロールプレイングとかシミュレーションですね、それらの本部の運用訓練は今まで実施したことがあるのか、お答えいただけますでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

災害の発生が見込まれる際に、町職員はそれぞれの所属で災害対策を講じることになりますが、いつ誰が何をするのかに着目し、具体的な防災行動と実施主体を時系列で整理した忠岡町風水害タイムラインを令和3年12月に策定いたしました。

策定時には、台風の発生から台風の接近、災害発生までを想定し、各課がとるべき行動の確認と、災害対策本部の立ち上げまでの訓練を実施いたしましたが、災害発生後の災害

対策本部への情報伝達及び災害対策本部からの指示の伝達や各課の行動を確認する訓練は、現時点では実施できていないところがございます。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

まさにですね、そこが大事なのかなという、指揮所に当たるその心臓部が正常に機能してこそ、おのおのの職員さんに振られた役割分担とかが、機能が発揮されるのかなというふうに思いますので、ぜひ人員の、マンパワーの問題もあろうかと思いますが、そのような災害対策本部の運用の訓練、これは実施すべきであるというふうに思います。

本町は、対策本部が設置されるような、そこまでの大災害に見舞われることがない地域なのですが、これも備えあれば憂いなしということですね、ぜひとも運用の訓練を求めたいというふうに思っております。

そしてまた、国の防災基本計画でも災害対策本部の設置、運営について、市町村担当者に点検を促しているというところでもありまして、また国のほうでそのような本部の運用訓練に関する補助事業もあるようですので、それについて少しお調べいただきまして、適用が可能であれば、そういったものも利用しながら、災害対策本部運用について訓練に取り組んでいただきたいというふうにも思いますが、いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本町のような小規模の市町村は、災害発生時の対応に当たり、新たな課題が発生する場合も想定されることから、緊急時に迅速かつ適切な災害対応ができるよう各種訓練の実施に努めてまいりたいと考えております。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ぜひ訓練を本当に、来るべき大災害、南海トラフに備えてしていただきたいというふうに思います。

続きまして、同じく危機管理の項目ですね、次は災害とか以外のこと、国民保護についての部分で尋ねたいというふうに思います。この後の三宅議員と全く同じ質問にならなければいいというふうに思いますけども、先に質問させていただきます。

全国瞬時警報システム、Jアラートですね。Jアラートと呼ばれるものですが、このJアラートでも有事関連情報ですね。具体的には北朝鮮からの弾道ミサイル発射におけるこ

の発動がですね、この1年の間に複数回ありました。最後はこの5月の一番末ですかね、30ですかね、朝早くからありまして、すごく不気味な記憶が今でもあります。

もちろんですね、防衛計画とか安全保障政策は国の所管ですので、この場で問うことはもちろんしませんが、国民保護についてはですね、これは地方自治体の責務となっております。まして、危機が迫ってきていると、危機感を持たねばならないという観点から、今回取り上げさせていただきました。きっと三宅議員も同じ思いから通告をされたのかなというふうにも思います。

そこで、まず1点目、国民保護法により国民の保護に関する計画を作成するという事になっております。この計画は、武力攻撃や大規模なテロなど発生した場合に、国の方針に基づき市町村、府、国や関係機関などが連携、協力して、迅速、的確に住民の避難や救援などを行うことができるようにあらかじめ定めておくものが国民保護計画なんですけども、もちろん本町においても策定されているわけですが、大分前にこれはきっと策定されたんやと思います。国民保護法が平成16年に可決され成立したかと思えますけども、その成立してからですね、何年間か猶予があって、全国的にもう全自治体がバタバタと策定されたようなものだと思うんですけども、策定されてから今日までですね、見直しとか検証とか点検とかがされているのかどうか、お答えいただけますでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本町では、忠岡町域において武力攻撃等から住民等の生命、財産を保護し、住民の避難、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置等の的確かつ迅速な実施を目的とする国民保護計画について、平成19年に策定いたしました。策定時から現在まで修正は行っており、現在は修正に向けた作業に取り組んでいるところでございます。

議長（北村 孝議員）

前川議員、この危機管理ということで、質問要旨から見たら先ほどの質問で3回目になりますので、次、発言の場合はもう質問はできないですけど、よろしいですか。うまくまとめていただいて。前川議員。

9番（前川 和也議員）

同じ危機管理ですが、これは議長に対してなんですけども、危機管理でも災害と国民保護というのは全く性質が違うものなので、分けて。

議長（北村 孝議員）

それだったら分けてもらわないと、こういうような形で出されますと1つのものとなりますので。

9 番（前川 和也議員）

分けて通告させていただいたつもりなんですけども。

議長（北村 孝議員）

最後にちょっとまとめてください。それで、質問はもう先ほどの質問でこの危機管理については。

9 番（前川 和也議員）

言って、答弁いただいて、最後ですかね。

議長（北村 孝議員）

また、その形で今回許可しますけども、この点について一度議員の皆さんと協議しないと、皆個人の判断でされてるような形でありますので、またその点よろしく。今回は許可いたします。ですから質問して、その答弁で終わりますので。

9 番（前川 和也議員）

はい。地震とか台風、災害系と国民保護に関してはですね、同じ命を守るというような内容ではありますけども、実際の町民の行動パターンとか役所の行動パターンが大きく変わってくるということで、このように分けて書いて通告したつもりなんですけども、通告の仕方についてはちょっとまた議長の指導も仰ぎたいなというふうに思っております。

戻りますが、国民保護計画、平成 19 年ですかね。19 年に策定されたというところで、もう 10 年以上そのままということなんですけども、見直しをしていくというようなご答弁でございました。そんなときにですね、かねてから質問させていただいております自衛官 O B ですね、防災官や危機管理専門職の方がいればいいなというふうに思うんですけども、今回はさておいてですね、次に関連してこの質問、次に移りますけども、先ほどは災害対策本部機能の訓練についてということでお尋ねしましたが、災害と同じようにですね、国民保護についても訓練が必要ではないかなというふうにも思うんですね。町民も一緒になっての災害対策訓練は、これまでも実施されてきました。国民保護においても必要だと強く感じますけども、まずは役場の職員さんとか消防とか、もしくは出先、学校とかこども園の職員さんも含めて、国民保護に関する図上訓練、これも必要なのかなと思いますが、いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

近隣市で訓練に取り組んでいるところもございりますが、まだまだ実施していない市町村もあることから、泉州市町村の実施内容を参考にして、本町に合った訓練の実施について調査・研究してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

分かりました。本町の実情に合っていると、国民保護ですね、大阪とか、またJアラート発動地域の東北とか沖縄とかでは、また地理的や環境的要件も違いますので、その実情に合ったような訓練、これをしていていただきたいなというふうに思います。地理的要件は違うというものですね、今年の2月にはですね、お隣の岸和田市が国や府と他の自治体と共同で、しかも大規模に国民保護訓練を行ったということでございます。事例の聞き取りとかですね、まずは役場職員さんの意識の啓発も含めて、災害だけじゃなく今の時代はミサイルやテロの脅威も地方自治体として備えること、これが住民サービスの1つであるという認識を持つべきだという観点から質問させていただき、備えていただきますようお願いをしたいということで質問させていただきました。

それでは、次の質問に移ります。万博についてでございます。ちょうど今から1か月前ですね。5月の13日ですかね。5月の13日に万博の開催まで700日を切ったということで、各自治体でもPRがなされていたかと思えます。この本町役場の玄関でもですね、「ミyakumiyak」くんのポスターが貼られているかなというふうに思います。

今回はですね、大阪関西万博における本町としての関わりについてということで通告をさせていただきました、6月2日ですね、通告させていただきましたが、通告してからまもなくですね、タイミングがいいのか、この万博弁当プロジェクトに忠岡漁港さんのちりめんが採用されましたという報道発表がなされましたと。明るい、いいニュースであるかというふうに思いますが、このほかに何か取組として、本町としてあるのかどうか。あと、この万博についてですね、このPR機会、どういうふうに捉えているのか、お答えいただけますでしょうか。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松公室次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

まず、万博に向けての考え方でございます。本町では、万博の主要テーマの1つであります持続可能な社会をつくるため、日本一小さいまち忠岡町から、各界で活躍する本町出身の方々のご協力も頂く中、併せて諸団体、関係各部とも連携して、世界に向けて平和をテーマに発信する場をつくりたいと検討しているところです。

また、先ほど議員申されました機運醸成ということで、今回、万博弁当として地域の魅力活性プロジェクトに忠岡漁港、協同組合の大変温かいご理解、ご協力を頂きまして、特製ちりめんを応募し、採用され、6月7日の万博首長連合会の総会で発表、関係閣僚さ

ん、企業、報道機関に、地場食材としてPRしたところであり、これにつきましては新聞報道を初め忠岡町の公式LINEでも皆様にお知らせさせていただいてるところでございます。

そのほか、万博の機運醸成につきましては、児童館の子どもたちが作りました万博ボード、万博キャラクターをあしらったマンホールの作成、展示、こういうことを児童館前で展示、設置しているところでございます。

今後も様々な機会を通じまして機運醸成に努めてまいりたいと考えてございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

この万博弁当以外にもですね、様々な本町としても機会を捉えてPRしていくと。子どもたちにも加わっていただいて、この万博を盛り上げていくという取組が計画されているということでしたが、私はそれとは別にですね、共創パートナーというこの制度ですね、万博側が設けております万博に関わりたい手段の1つとして、関わる手段の1つとして共創パートナーというものがあるんですけども、この共創パートナーに忠岡町としても登録すべきと考えて取り上げさせていただきました。

この共創パートナーとは何かといいますとですね、万博の趣旨に賛同し、自らが主体的かつ継続的に当プログラムに合った独自の活動を展開していただくことで、多様な共創チャレンジの創出支援を担っていただく法人、団体のことと。もうちょっと砕いて言えば、本町が持つ人的ネットワークとか人的資源、ノウハウ、フィールドですね、情報発信力とか、これらを生かしているいろいろな活動のテーマ、忠岡と一緒にどなたかやっていきませんかという呼びかけのような制度がこの共創パートナーなんですけども、これ、忠岡のこの近隣の自治体、岸和田や大津や和泉もですね、近隣の自治体が結構登録してるんですね。

そこで、他の自治体の情報も見ますとですね、先ほど私申し上げましたように、うちの資源やインフラをどんどん利用して、未来につながるような活動を興して行ってくださいねというようなことなんです。

登録したからといって、必ず町と、忠岡と組んでくれるような共創パートナーが現れるという保証は何もないんですけども、これも1つのPRですよ。日本一小さな町として面積を持つことを1つのPRポイントに本町はしておりますけども、この点で全国の誰か、団体とつながる可能性もあるかもしれませんし、この大阪での万博という本当に滅多にない、またとない機会にPRできることは何でも利用していくことが必要だなという観点から、この共創パートナーですね、ぜひ本町としても登録していく、これ、どうでしょうか。

議長（北村 孝議員）

明松公室次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人權課長）

大阪関西万博の共創パートナー、議員申されましたとおり、役場、町の持つ人的、物的、財務的資源等を活用して、様々な登録、共創チャレンジ登録の方々の支援を行うという制度でございます。本町初め町村規模の応募につきましては、人的、資源的な部分が大変厳しい状況であり、府内の町村での参加状況、現在のところまだ確認はできてございません。引き続き本町としましても、府内町村の参加の状況も見ながら調査・研究してまいりたいと考えてございます。

なお、議員申されました共創パートナーのほかにも、大阪関西万博に向かって、例えばみんなで始めよう「10歳若返り」事業での展示等が、健康づくりへの連携参加など、万博の機運醸成に向けた様々な動き、参加への要請が多々ございます。今後も万博に向けて各課にも参加検討を呼びかける中、この機会をまちづくりにも生かしていければと考えているところでございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

今、私、共創パートナーということで質問させていただきましたけども、もう1つ万博への個人や団体に関わる手段としてですね、共創チャレンジというようなこともあるんですけども、これは忠岡では一個人さんが共創チャレンジということで今登録されております。町民さんですね、このように万博を利用して活動していくというような意思表示をされてる中、やはり役場としても何かしらこの共創パートナーとかに登録して、万博に積極的に関わっていくという姿勢を示していただきたいなというふうに思っております。

万博はこれで終わりです。最後、選挙ですが、残り時間わずかなのでギュッとまとめて質問したいなというふうに思います。

いつもですね、選挙が終わった直後にこの質問をさせていただいております。毎回毎回ですね、第1投票区の投票率について取り上げさせていただいております。今回、最下位脱出しました。6投票区の中で5番目ということなんですけども、なぜ5番目になったのか、そしてもっともっと上げていくことを検討していただけないか。最後まとめてお願いいたします。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南公室次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

ご指摘の今回の4月の統一選挙におきまして、本町町内の第1投票所の投票率につきましては、今までは最下位ということの結果が続いておりましたが、今回は最下位脱出ということとなりました。その要因につきましては、まだ検証等は行ってございませんが、いま一度検証等を行う中で、より一層、第1投票所のみならずですね、本町の投票率が向上するような啓発等に取り組んでまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（北村 孝議員）

以上で、前川和也議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、河瀬成利議員の発言を許します。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

大阪維新の会・呈祥会の河瀬です。議長のお許しを頂き、質問させていただきます。

まず1つ目ですが、インターネット上での誹謗中傷について、令和4年の9月議会で子どものSNSによる誹謗中傷やいじめなどのトラブルについて質問させていただきました。学校現場では、SNSについての正しい使い方について、指導、啓発や、適宜子どもたちの状況把握にも努めていただいているとのことでしたが、インターネットは非常に便利で、またネット上で気軽にコミュニケーションを行うことができるようになった。一方で、匿名のまま不特定多数に向けて特定個人の誹謗中傷を書き込んだり、特定個人のアカウントに対して一方的に誹謗中傷のメッセージを発信するなどの事例も発生しております。被害者においては、誹謗中傷等で心が傷つき、最悪の場合は全てを失ってしまうと。自ら命を絶ってしまう事態を招くこともあり、社会的にも大きな問題となっております。

知らず知らずのうちに相手を傷つけている場合もあり、本町の住民の誰もが加害者にも被害者にもならないように、インターネット上について正しい理解や、また被害者が恐れている状況、支援の必要性についても理解を深めることが必要であると思っておりますが、インターネット上での誹謗中傷や差別等の人権侵害を防止するために、忠岡町ではどのような取組を行っているのか、お示してください。

議長（北村 孝議員）

明松公室次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議員申されましたように、最近、特定の個人に対して多くの誹謗中傷の書き込みが行わ

れるいわゆる炎上事案、また新型コロナウイルス感染症などの社会不安に起因する誹謗中傷、在日外国人や同和問題等に起因する人権侵害などSNS上での差別を助長、誘発する行為が、個人情報暴露するなどの形をとりまして深刻化してございます。

SNSによる誹謗中傷は、単に再投稿、共感したり気に入ったりした情報をそのまま投稿して他者に広める行為、例えばリツイート、いいねというのがあるんですけども、をしただけであっても、民事上や刑事上の責任を問われる可能性もあります。

町では、これまで広報紙などを通じてSNSによる誹謗中傷について啓発を行ってきたところです。また、町内には各種相談先の啓発チラシも配架しているところです。併せて、昨年、SNSに関する職員人権研修も行ったところでもあります。また、この7月には、毎年開催される忠岡町社会福祉協議会と人権協会、人権擁護委員と合同で行う研修会で、SNSの誹謗中傷の加害者にも被害者にもならないための研修会を開催する予定でございまして。町でも引き続き様々な機会を通じまして啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

いろいろと啓発活動、研修等実施いただいているということですが、実際ですね、忠岡町住民さんからの相談がいろいろあると思うんですけども、あった場合、どのような対応をされているのか、お示してください。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松公室次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

住民皆様方から相談があった場合なんですけども、専門性を有することから、総務省が所管しております違法有害情報相談センター、法務省が所管してございます法務省人権110番誹謗中傷ホットライン、また弁護士を通じての相談につきましては、本町無料法律相談や法テラスなどをご案内し、努めているところでございます。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

その辺のところですね、スピーディーにいろいろこういう問題を解決していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次の質問です。町民の誰もが加害者にも被害者にもならないような取組を進めていくに当たって、インターネット上の誹謗中傷や差別の防止を図るための条例制定などの必要性について、忠岡町としてどのようなお考えがあるか、お示してください。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松公室次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

条例につきましては、令和4年4月に大阪府が大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例が施行され、本町としましても、府内各市区町村や人権団体と共に、この条例の啓発に現在努めているところでございます。

なお、国におきましてでございますが、これまで簡易、迅速な新たな裁判手続を創設することで、投稿者の特定を1回の裁判手続の中で行うことができるようになる制度が創設されるなど、少しずつ法整備が進んでいるところですが、引き続き法的な措置も含めて、より一層の対策を講じるよう、大阪府や市長会、町村長会を通じて国に要望してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

条例制定なんですけども、今ちょっと子どもの誹謗中傷とかですね、質問させてもらってるんですけども、大人にしてもそういう加害者というのは被害者の気持ちなんていっこも考えずにですね、ぼこぼこ、ぼこぼことインターネット上に載せるというのが実情だと思いますので、その辺のところですね、やはり条例を制定していただきまして、その条例については近隣では和泉市さんですね、議員提案、制定されております。答弁にあったように大阪府においても制定されておりますので、ネットによる被害がないよう引き続き町内で啓発活動等周知に努めていただき、条例制定等については府内の市町村の状況等を調査・研究し、取り組んでいっていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次は、2つ目の質問に入ります。忠岡中学のクラブ活動の状況について質問します。今年度から忠岡中学女子バスケットボール部が休止となると聞きましたが、中学校のクラブ活動については、少子化や多様性、また指導者の確保などから昔と比べクラブ活動の数が実際減ってきていると思うんです。生徒が加入したいと思うクラブ活動の選択肢も狭くなっ

てきていますし、クラブ活動については体力や技術の向上だけでなく、連帯感、生徒間の人間関係を築いていく上でも非常に大事なものであると思います。少子化や働き方改革など先生方の負担軽減などの面からも難しい点もあると思われますが、補助金制度を活用することにより外部指導員を活用することや、またスポーツ連盟、スポーツ少年団等の団体から協力をお願いするなどにより、忠岡町の中学のクラブ活動の体制構築をお願いしたいと思いますが、クラブ活動について現状と今後の方針についてどのように考えておられるか、お示してください。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育部理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お尋ねの中学校における部活動につきましては、現行の学習指導要領総則編において、教育課程外の学校教育活動として位置づけられております。このことから、設置や廃止を含めた部活動に関する一切の権限は、校務全般に責任を負うべき学校長がその権限を有しているところでございます。部活動の重要性につきましては、学習指導要領において学校教育活動と位置づけられており、教育的な意義を有するものと認識しております。

議員もご承知のとおり、忠岡中学校の学級数は最盛期の半分以下となっており、配当される教員数も学級数の減少により大幅に減少している状況でございます。一方、部活動の数につきましては、ほぼ減少せずに現在に至っております。生徒数の減少に伴い、各部の部員数も減少し、部の存続自体が危ぶまれる状況でございます。さらに、教員数の減少により、1部活動当たりの顧問数も減少し、顧問をする教員の負担が増大しております。

このような状況の中、持続可能な部活動を将来的に保証するためには、部活動数の削減が不可避と判断し、学校長が今回の決定をしたものと理解しております。今後、改訂予定の次期学習指導要領における部活動の位置づけを注視してまいるとともに、地域人材の活用を含め様々な部活動の手法について調査・研究してまいります。

なお、中学校数の少ない町村には、財政面やマンパワー面において解決しがたい多くの課題があります。大阪府町村教育長会の会長である私ども教育長が、大阪府教育長の大阪府における部活動の地域移行に関する検討会議に委員として参加し、町村の置かれている立場について発言することにより、大阪府に必要な支援を求めているところでございます。ご理解のほどよろしくお願いたします。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

子どもの数も減ってきておりますし、それに伴い先生の人数も減っていますことからですね、これまでどおりのクラブ数を維持することは難しい。実際、団体競技などは部員数が足らなければ競技もできないということですが、また、忠岡町は中学校が1つしかないということで、他の中学校との合同で取り組んでいくということもできないので、その辺りもかなり難しいと思いますが、他の自治体では補助金等も活用しながら外部指導員を採用しているところもあります。ここは規模の大小にかかわらず、本町でもそういった取組ができないのか。また、先ほども質問しましたが、スポーツ連盟、スポーツ少年団等の団体から協力をお願いすることはできないのか、再度お答えいただけますか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育部理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

国の中学校における部活動指導員の配置支援事業につきましては、今年度活用予定はございませんが、今後、地域人材の活用も含め、様々な部活動の手法について調査・研究してまいりますので、ご理解のほど、どうぞよろしくお願いいいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

先ほども述べましたが、クラブ活動についてですね、実際のところ、この前ちょっとお聞きしたんですが、忠岡中の女子バスケット部は3年生が7月で終わったと同時に2年生が1人しかいないと。そして、1年生が何人入ってくるか分からないと。こういうことで休止ということになっているというふうに思うんですけども、やはり休止は別にそれは人数が足りなければしょうがないことでもありますし、そしていつも休止になっておると思うんですけども、もし10人入ったとか、バスケット、レギュラーは5人ですかね。いろいろ部員数が15人、10人になったときに、素早くそういうクラブ活動をできるように考えていていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

そして、クラブ活動については、やはり生徒間の人間関係を築いていく上でも非常に大事なことだと思います。そして、卒業後もOB会ですね、忠岡町も結構その野球部とかですね、OBの方がいろいろ活躍してる方がいらっしゃいますので、やはりその伝統の文化という、伝統を継承していただけるように、本町のクラブ出身者がその後活躍できるよう

に、根本のところを休止とかつぶさないというふうに、難しい点はあると思いますが、できるだけいろいろな経験ができるよう検討のほどをよろしくお願いいたします。

そして、3つ目の質問に参ります。ICT教育の現状について質問します。本町についても、令和2年11月に小・中学校に1人1台のタブレット端末が配備されました。令和3年6月議会に、小・中学校におけるICT教育、1人1台のタブレットの活用について質問させていただきましたが、導入してあまり時間もたっていないんですけれども、引き続きタブレットを効果的に使用できるよう研修の実施や、効果的な事例共有等を図りながら計画的に進めていくとの答弁がありましたが、現在の各教育現場での取組状況と、導入後の新たな課題等についてお答え願えますか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育部理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お尋ねの1人1台端末の活用状況でございますが、各校とも様々な学習場面等で積極的に活用しております。令和3年度には、忠岡町教育フォーラムを開催し、各校の授業改善におけるICT活用実践例を小・中学校3校で共有いたしました。令和4年度には、根拠を基に自分の考えを表現できる力の育成を図るため、1人1台端末等のICTをツールとして活用し、さらなる授業改善を進めてまいりました。

これまでの各校における実践から教育委員会としましては、子どもたちの学習への興味・関心を高め、分かりやすい授業づくりを行うためにICTをツールとして活用することは効果的であると考えております。引き続き1人1台端末等のICTを活用し、子ども一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む学習の個別最適化を図ってまいります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

いろいろと取り組んでいただいていると思われませんが、私は思うんですけど、指導される先生方ですね、いろいろタブレットを使いながらやるというのは結構難しいところがあるのかなと私自身は思うんですけども、その先生のスキルアップというか、その点についてはどのようにされているのか、お示し願えますか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育部理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

教員のICT指導力向上のために、毎年、導入業者等による研修会を実施し、スキルの向上を図っております。また、定期的に忠岡町授業改善に向けての連絡会を開催し、学力向上担当者とICT担当者が参加し、各校のICT活用事例等を共有し、各校での実践に生かすようにしております。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

引き続き子どもたちにとって良い環境が提供できるよう、いろいろな工夫をしながら取り組んでいただきたいと思います。国のほうではタブレットで異変を察知し、子どもの自殺対策、1人1台の端末を活用していくようなことを検討していると新聞に出ていたんですが、子どもたちが命を絶つようなことのない社会に向けてですね、この辺りについて国等からの通知があれば取り組んでいただきたいと思います。そのところをよろしくお願いいたします。

そして、次の質問です。令和3年6月一般質問では、タブレットについて授業改善のツールとして活用していくとの答弁がありました。私なりにタブレットについてはより授業を分かりやすくするために補助的に活用していくものと考えていたのですが、今後、紙の教科書ではなくですね、教科書もデジタル化されていくのか。もちろん教科書のデジタル化というのはメリット、デメリットもあると思いますが、その辺りの今後の方向性ですね。

それからもう1点、タブレット端末等については、導入後5年程度で更新していく必要があるのではないかと思います。タブレット端末等の機器更新についてどのように考えておられるのか、お示してください。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育部理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

2点目のいわゆるデジタル教科書につきましては、様々議論がされております。今年度の小学校教科書採択におきましても、紙ベースの教科書のみが無償供与の対象とされているところです。本町教育委員会としましては、現時点ではデジタル教科書については、現

行の紙ベースの教科書の補助的な役割を果たすものと認識しております。

次に、タブレット端末等の更新につきましては、本町の厳しい財政状況からも今後の重要な課題であると認識しております。タブレット端末等の更新をスムーズに行うためには、財源確保が不可欠となります。私ども教育長が大阪府町村教育長会会長として国に重点要項として強く要望しているところです。ご理解のほどよろしく願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

教科書のデジタル化については、メリット、デメリットがあるようですので、十分に研究していただいて、子どもたちにとってより良い環境になるように進めていっていただきたいと思います。

また、タブレット端末等の機器更新については、全国的にも同じような課題でもありますので、他市町村の状況等も調査・研究をしていただきながらですね、併せて国、大阪府等への要望なども行っていただきたいというふうに、補助金のほうですね、いただきたいと思います。我々議員も国とか府に要望等ですね、何かございましたら、どんどんしていきたいと思いますので、その辺のところをよく研究して行っていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

それで私の一般質問を終わります。

議長（北村 孝議員）

以上で、河瀬成利議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。13時より再開いたします。

（「午後0時01分」休憩）

議長（北村 孝議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（北村 孝議員）

次に、松井匡仁議員の発言を許します。

7 番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

無所属の会、松井でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、さつき道路、忠岡中央線の歩道の有効幅員について質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

私、今年の春先にですね、忠岡東3丁目にお住まいの若いお母さんから、さつき道路の歩道が狭過ぎて、子どもと手をつないで歩けませんというご指摘を頂きました。お話をお伺いしましたところ、お母さんは4月に忠岡東小学校に新入学するお子さんと一緒に通学の練習をしたそうです。ですが、そのときにですね、さつき道路で子どもの手をつないでずっと練習をしたようなんですけれども、手をつないで通れない場所が何か所もあります。自転車が通る際には、子どもの歩く練習してるんですけれども、抱っこしてよけらなあかんぐらい狭いところがありますと。

私もその後ですね、4月に選挙がございましたので、歩くたびにちょっと確認をしておりましたんですけれども、町民の皆さんは狭い歩道を譲り合って通行して、自転車は子どもがいるところでは車道に出て通行していたり、いろいろ工夫はしていただいているんですが、現状のままではかなり危ない危険な状況だと感じました。

そこで、教育課に質問いたします。通学路として推奨している道路が現在このような状況だということは把握しておられましたでしょうか。

議長（北村 孝議員）

二重教育部長。

教育部（二重 幸生部長）

いわゆるさつき道路の部分なんですけれども、以前からもご指摘もございましたが、やはり木が生い茂っている部分であるとかですね、そういった一部どうしても通行の妨げ、特に小学校低学年ですね。小さいお子さんにとっては、なかなか1人で、特に歩くという部分に関しては厳しい部分もあるというふうにはお聞きはしておりました。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございました。次にですね、建設課のほうにお伺いしたいと思います。

令和4年の4月に国土交通省において、道路の移動円滑化整備ガイドラインが示されましたが、この忠岡町のさつき道路における道路構造令上の歩道の有効幅員、これは何メートルになりますでしょうか。また、現状の最小幅員も併せてお答えいただきたいです。今

後のこの歩道幅員の確保もどのように考えられてるか、併せてご答弁、よろしくお願いいたしますします。

議長（北村 孝議員）

村田産業まちづくり部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

現行の道路構造令に規定されている幅員は3メートル以上とされております。規定されている幅員を確保いたしたいところではございますが、物理的に難しい現状でございます。

議員ご質問の最小幅員につきましては、有効幅員が79センチとなっているところがございます。既存の歩道幅員を拡張することは非常に難しいところではございますので、有効幅員を阻害している植栽などについては、現場状況を確認した上で移設、撤去等の対応を図ってまいりたいと考えております。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございます。もう次の質問のお答えも頂いたようでございますが、79センチが一番狭いところということでございました。車椅子の通行に1メートルの幅員の確保が求められておりますので、ちょっと厳しいなと思います。

さつき道路が開通しました約50年前に比べて、自動車は現在は大型化をしております。自転車もですね、当時に比べますと大分スピードが出るようになっております。また、高齢化に伴い、電動車椅子なども増えてきております。現状このままではですね、自動車も自転車も歩行者も三方が危ない状況になっております。道路の全幅を、今、答弁にもありましたんですけども、道路の全幅を広げることは現状では難しいということは承知をしておりますが、何らかの処置が求められていると思います。

そこで、質問をしたいと思います。忠岡東地域、ここからですね、忠岡の北出地域の歩道が狭い箇所については、街路樹等の伐採をしてはどうかと思います。もちろん忠岡町とともに歴史を刻んできた大切な街路樹だということは認識をしております。しかし、現時点ではほかに方法がなく、安全確保には代えられないと思います。

また、歩道の真ん中に設置されている電柱、これ、何で歩道の真ん中に電柱があるんか分からんのですけれども、何らかの理由で真ん中になったんやと思います。これにつきましても早急に関西電力と協議をしていただきまして、道路の隅っこへ移設をしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。ご答弁よろしくお願いいたします。先ほどちょっと答弁の中にありましたんですけど、もう一度お願いします。

議長（北村 孝議員）

村田産業まちづくり部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

伐採につきましてはですね、現場状況を確認いたしまして、移設等を図ってまいりたいということで、よろしく願いいたします。

また、議員お示しいただいてます歩道の真ん中にある電柱等につきましてはですね、歩行者の妨げとなっていることから、今後、関西電力と協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。大津川左岸線、私、勝手に分かりにくいんで堤防道路と言うてんですが、堤防道路について質問をさせていただきます。この道路につきましては、忠岡町が道路指定をし管理している道路のため、信号機や停止線、横断歩道などがなく、現在は他市からの通勤車両の抜け道のような状況になってしまっております。ちょっと危険な道路であります。ほかの議員の皆さんからもですね、安全を求める声が挙がっている道路であり、これも何らかの改善が必要な道路だというふうに考えております。

そこでですね、先ほどの質問から続くんですけども、ここの道路の一部をですね、将来的な話ではありますが、東小学校の通学路として将来的に指定できるのであればしまして、午前、午後の一定時間の車両通行の禁止をすることで、他市からの通勤車両の低減と危険回避にもつながるかと思っております。簡単にできることではないのは承知をしておりますけれども、一度通行止めを行った際のさつき道路などの周辺交通影響調査、これのために実証実験を行えるのであれば一遍やっていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか、答弁よろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

大津川左岸線につきましては、議員お示しのとおり、現状かなり交通量が多く、スピードが出しやすい道路となっております。交通安全の観点から、影響調査実証実験については、近隣住民などのご意見を伺いながら調査・研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございました。すぐにといいますと、なかなか難しいかと思えますんですが、検討の上、進めていっていただきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思えます。最後の質問になりますが、私がですね、この4年間の議員活動の中で受けました相談件数のうち、一、二に多かったのが介護に対するご相談でありました。介護認定の取得とかですね、介護等級の見直しなんか、介護をめぐっての切実な相談がたくさんございました。

そこで、質問をしたいんですけれども、まず本町における在宅介護と老老介護の現状についてお伺いをしたいと思います。ご答弁よろしく願いいたします。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元健康福祉部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

日本では、4人に1人が65歳以上であり、老老介護の人口は増え続けています。2019年時点の国のデータを見ますと、老老介護は要介護者全体の59.7%に上ると言われており、現在の本町の要支援、要介護認定者数945人のうち、相当数の方が老老介護の状態にあると推測されています。

また、本町は、他市町村と比較すると在宅介護の方が多という特徴がありますが、今後、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年、団塊の世代のジュニア世代が65歳以上となる2040年に向け、介護ニーズも増大する一方で、少子化等の影響から在宅での老老介護の世帯はますます増加することが想定されているところでございます。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございました。今のご答弁をお聞きしましてですね、私たち団塊世代ジュニアが75歳を迎える2045年に向けて、老老介護世帯はますます増加するとのことでありました。

実は私、先ほど申し上げた介護認定の取得や介護等級の見直しなどのご相談といいますのは、これ、介護する側も介護される側も相手のことを気づかって、過酷な介護の負担を

軽減したいための切実な相談やったんです。中には、もう有料老人ホームに入所するお金がないから、病院に入院させてほしいんやという相談までありました。この年々増え続ける老老介護への本町の考え方とですね、今後の支援策、これについてもまたひとつ原課のほうからお伺いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

本町といたしましては、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの推進が重要であると考えており、老老介護を初め介護が必要となってきた方に初期から適切な支援が行えるよう、まず入り口として相談体制の充実を図ることが重要と考えております。24時間365日、介護の相談をお受けする老人介護支援センターを備えているほか、医療・介護の専門職や地域の関係者とネットワークを構築、活用し、総合的な相談対応や適切なサービスの提供の支援に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございます。私、今答弁のこの「高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの推進が重要である」という答弁、これ、よく聞くんですけども、部長、これって在宅介護と老老介護をますます増やすことにつながりませんか。私、何かこれちょっと矛盾を感じるんです。国の施策ではあるんですけども、何かちょっと僕の頭では理解でけへんというのか、これ頑張っただらますます在宅介護、増えるん違うかなと思っております。忠岡町はですね、この地域包括を委託もせず、職員さんや専門職さんがケアマネさんと連携して一生懸命サポートしていただいているということは承知しております。ですが、何か対策というかですね、介護の負担軽減策、介護するご家族側に対してですね、忠岡町独自の策を打っていくことがでけへんのやろうかというふうに考えております。

この答弁調整の中でですね、現在、忠岡町は第9期の介護保険事業計画及び第10次の高齢者福祉計画の策定中とお聞きしております。ここでぜひ、来年出てくるんやと思いますが、忠岡町独自のですね、介護する側の介護負担軽減策のご検討、これ忠岡町独自でやっていただきたいと思うんですけども、何か1つ目玉になるもの、僕も何がええというのはよう言わんのですけれども、出していただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

本町では今年度、次期計画策定することになっておりますが、今のところ町独自の施策として何かを行うことについては考えておりませんが、介護保険制度の理念である高齢者の尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービス給付を行い、また高齢者は自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に健康の保持、増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーション、その他の適切なサービスを利用することにより、その有する能力の維持、向上に努めていただき、日常生活における自己実現を目指していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございました。また私もちょっと勉強してですね、いろんなご意見等を交わせたらええと思っておりますので、これからどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。質問を終わります。

議長（北村 孝議員）

以上で、松井匡仁議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、三宅良矢議員の発言を許します。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

よろしくお願いいたします。3期目、また改めて臨ませていただきますので、皆様よろしくよろしくお願いいたします。

まずは、小・中学校体育館空調整備についてご質問させていただきます。この後、二家本議員の質問ともかぶるので、端的にということにさせていただきますと思います。

文科省が公立学校施設空調冷房設備について、普通教室、特別教室、体育館ごとに今後の整備方針をこの春に示されました。特に体育館につきましては、2023年度から25

年度の3か年にかけて、補助率がこれまで大体3分の1ぐらいがスタンダードやったんですけど、2分の1に引上げ措置が図られております。避難所としての想定もいろいろありまして、空調設備と併用、併せて行う断熱性確保の工事も補助対象とされておるところなんですけど、これは、しないと逆に下りないというような内容にもなっているとご理解いただいていると思うんですが、これ以上の多分補助率になることもないでしょうし、この機会を逃すと、また3分の1でしないといけないようなこともあるかなと思いますんで、この機会を逃さず取組を始められてはいかがかなと思いますけど、いかがでしょうか、お答えください。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重教育部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員お示しの財源措置等に関しまして、本町教育委員会としましても承知しているところでございます。エアコンの設置につきましては、設置する際の財源措置はあるものの、本町のような財政基盤が脆弱な基礎自治体においては、設置時の負担のみならずメンテナンスなど後年度の負担が大きくなることも想定されます。そのようなことから、現在はリース方式による空調の設置を導入している自治体もあると聞いております。

今後、体育館への空調設置につきまして、本町にとってどのような方法が適切であるか、調査・研究を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

全く邪険でもないという、メンテナンス、ランニングコストということ踏まえて、また検討いただくということなんで、進めていただければうれしいかなというところで、また工法とか等も改めて意見させていただきたいなというところがございますんで、よろしくお願いたします。

続きまして、中学校部活動指導員の配置についてです。先ほどの河瀬議員とちょっと質問がかぶるので、若干内容につきましても割愛になると思うんですが、和泉市さんで中学校部活動指導員配置事業が令和5年度、この4月から新規事業で開始されました。また、泉大津は別事業となりますが、モデル事業としては令和3年度より取組を続けられています。阪南市では、何か企業がインスタか何かで上げていただいただけなんですけど、体育の授業に、これは補助なのかメインなのか、そこは分からないんですけど、外部を導入するみたいなことも書いてありましたし、いずれも教員の負担軽減が背景にあるとも考えられま

す。

忠岡町におきましても、忠岡中学校の先生の努力で問題なくしてできているし、相談なども受けていないと。そのため、このような取組は必要ないと、これまで予算委員会とかで僕もいろいろ質問させてもらったんですが、繰り返し答弁されてきましたと。

ただ、この忠岡中でも令和5年4月より、女子バスケ部の新1年生募集が、その答えの後に打ち切られるということになりまして、業務負担軽減が主要因であると考えられますが、比較的人気のある部活動まで、「スラムダンク」効果ですよ。結構どこの市町村でもバスケ部の人気が高まって、この1年生が比較的増えているともお聞きします。そういったものまで縮小せざるを得ないというこの事態が大変問題であるかなと考えています。

生徒数が減少すると、どうしても教科担任制をとる中学校におきましては先生の数も減って、部活動も再編の在り方等も模索していかないといけないということは承知しておりますが、忠岡町としての部活動の在り方を長期的視点に立って再構築すべきときが来ているのではないかと考えますが、それに対していかがお考えでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育部理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

先ほども申し上げましたとおり、生徒数の減少に伴い各部の部員数も減少し、部の存続自体が危ぶまれる状況でございます。さらに、教員数の減少により、1部活動当たりの顧問数も減少し、顧問をする教員の負担が増大しております。このような状況の中、持続可能な部活動を将来的に可能とするためには、部活動数の削減が不可避と判断し、学校長が今回の決定をしたものと理解しております。

今後、改定予定の次期学習指導要領における部活動の位置づけを注視してまいるとともに、地域人材の活用を含め様々な部活動の手法について調査・研究してまいります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

今、去年生まれた子どもの数が八十何名でしたっけね。それが多分、今の中学校1年生になると、多分もう2クラス、ないし3クラスあったらいいなぐらいの状況になると思うんです。その子らが小学校1年生に上がる頃には、下の小学校なんか特に1クラスになるかもしれない。そういうのがもう見えてるわけじゃないですか、10年、20年後。それを踏まえて、もう今から計画は立てるべきやと思うんですよね、何らかの長期的な。その視点で、何かそういうような動きをするということとはできないですか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

昨年、スポーツ庁、文化庁から、教職員の負担軽減からまず土・日の部活動をどうするかの提言がなされたところです。将来的には、月曜日から金曜日の平日の部活動を学校教育活動から外す展望であるということで認識しております。

部活動の地域移行につきましては、これまでも国・府の動向を注視しているところではございますが、やはり財源を含め、制度設計等についての詳細につきましては、現在も示されていないところでございます。また、当初、国からは3年での移行を掲げられていましたが、できるだけ速やかにというもの変わったところでございます。

スポーツ庁がモデル事業等を実施していることは認識のほうはしておりますが、現在、先行事例等も少ない状況でございます。例えば、指導者の資質向上をどう担保するのか、またトラブルの際の対応等について等、様々な課題が解決されておらず、これらにつきましては、府内10町村を含め多くの市町村にとっても共通の課題であると認識しておりますので、引き続き地域人材の活用を含め、様々な部活動の手法を注視してまいりたいと思いますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

二、三年前から泉大津が始められてるんで、僕は常々ところどころで質問してきてるんですけど、ずっと調査・研究、調査・研究なんで、でも状況が変わることは見えてるんで、そこはしっかりと問題意識、課題意識を持っていただきたいと。それはまた今後もお伝えさせていただいた上で、次の質問に移らせていただきます。

核ミサイル攻撃における平時における訓練や防災計画などの位置づけについてご質問させていただきます。去る5月30日の早朝に、沖縄県全域に北朝鮮から発射されたミサイル、Jアラートが鳴り響くことになりました。僕も朝から、ただほんとに固唾を飲んで見守るしかできなかったんですが、忠岡町ではこのミサイル攻撃などに対する訓練や防災マニュアル、啓発などの取組は、先ほど前川議員のほうでもお答えいただいたと思うんですけど、話を聞いていても、実質的には現状のもので取り出せて出せるものはないかなど。マニュアルを置くとか、その辺はあるとは思いますが、ただ、訓練につきましては市町村単位で周辺市で行っているところもやっぱり現実にあるので、人の移動の往来がこれよ

りより広範囲であることを考えれば、忠岡町としてもその防災訓練や広報を行うことを、これを継続していくことは必要不可欠であると思いますが、継続的取組の一環、災害対策、防災対策の一環として位置づけられるべきと考えますが、忠岡町としてはいかがお考えでしょうか、お答えください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本町では、忠岡町域において武力攻撃等からの住民等の生命、財産を保護し、住民避難、武力攻撃、災害への対処などの国民保護措置等の的確かつ迅速な実施を目的とする国民保護計画として、平成19年に策定はいたしましたが、策定時から現在まで修正は行っておらず、現在は修正に向けた作業に取り組んでいるところでございます。

住民に向けての弾道ミサイル発射時の情報伝達及び行動については、大阪府等からの啓発冊子を危機管理課に配架するとともに、町ホームページへの掲載や、過去には町広報紙にも掲載するなど、啓発は行っているところでございます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

すみません。後半の質問にお答えいただいてないと思うんですけど、取組として。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

住民に向けた啓発等は先ほどのおりでございます。訓練については実施できておらず、近隣市で訓練に取り組んでいるところもございしますが、まだまだ実施していない市町村もあることから、先進市町村の実施内容を参考にして、本町に合った訓練の実施について調査・研究してまいりたいと思います。また、職員に対する周知については今後対応を調査・研究してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

ちょっと嫌らしい質問するんですけど、公室長、何分以内に避難を完了しないといけないか、分かりますか。いいですよ。その答え、本当に別に専門性を求めているわけじゃないので、答えていただいて。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

何分以内に避難して。

8 番（三宅 良矢議員）

完了。

町長公室（立花武彦公室長）

ちょっと私のほうでは勉強不足でございます。

8 番（三宅 良矢議員）

すみません、議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

大体東京で想定され、北朝鮮から飛び出して、国を挙げていいのか分からないですけど、北朝鮮から出た発射ミサイル、東京で、それで物が起こるのは大体3分以内です。ということは、大阪はまだそれより距離短いんで、2分前後ぐらいと思っています。1分ちょっとでもう行動として完了しないといけないですね。結局。

先ほど職員に対する周知や訓練ということであったんですけど、特に日中、日なかやったら、お子さんの命を預かる学校の先生とか、こども園の先生方もそういうような想定訓練はもう要望していきたいところではあるんですが、その辺りについて忠岡町としての取組は進めていけるものなのでしょうか、お答えください。

議長（北村 孝議員）

三宅議員、これで3回目ですけど、いいですか。

8 番（三宅 良矢議員）

はい。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

学校園のほうに周知のほうはしてまいりたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。起こらないことが何よりやと思ってるんですけど、ああいう事実があるとどうしても子を持つ親としては、離れたところにおる子を救えないという、このもどかしい気持ちが何とも言えないので、そういったことも理解いただいて取り組んでいただければなと思います。

続きまして、災害自販機の設置についてご質問させていただきます。

以前より何度も要望させてはいただいております。まあ、町民グラウンドのほうに予算委員会のときに設置していただけるということですが、それ以外のところに何で設置していただけないのかということで、その理由をお答えいただけないでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

設置場所については、被害状況の想定した場所も考えなければいけないこと、また設置場所の電源等の確保についても必要であるというふうに考えております。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。最近でしたらよく営業には来てると思うんですね。そういうのを設置しませんかって、民間業者が。町長も民間活用は進めていくんだということは強くうたってるんで、そういう工事、要は電気とかの設備をちゃんとするために、設置費用に関して附帯するお金ですね。そんなんも例えば参考にしていただけるんやったら、企業が負担してもらえるといるんやったら、そんなんどんどん取り入れていくべきやと僕は個人的には思うんですが、そういうようなことに関しては進めていっていただけるのかどう

か、お考えのほうは町としてはいかがか、お答えください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

ご提案いただけるのであれば参考にさせていただきたいというふうに思います。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。提案するところはいっぱいあると思いますので、またそういったことも含めてさせてもらいますので、よろしく願いいたします。

続きまして、いじめの実態につきましてご質問させていただきます。

これまで僕もちょっと勘違いしていて、いじめの質問したかなと思ってるんですけど、過去の議事録を見てもそこまでなかったんで、また、この言い方はちょっと僕は撤回はさせていただく中で、ただ自分の娘も小学校1年生になりまして、いじめのことについて深掘りして予算委員会、決算委員会で尋ねられたことって、回答もそんなになかったかなということではあるんです。で、実際忠岡町でいじめの実態、その調査の内容とかその辺についてはどのようなことになっているのか、お答えいただけないでしょうか。よろしく願いいたします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お尋ねのいじめの実態につきましては、毎年の文部科学省による問題行動等調査に、いじめ認知件数として報告しております。

いじめの認知件数ですが、小・中学校合わせて、令和2年度が129件、令和3年度が290件、令和4年度が200件で、国に対し報告済みです。

令和3年度までの認知案件につきましては、全て解消済みとなっております。解決をしている案件として計上するには、いじめの認知後少なくとも3か月の経過観察等が必要とされるため、令和4年度につきましては47件を経過観察中としているところです。

なお、重大事案に至ったものはこれまでございません。教育委員会としましては、未然

防止を第一として、子どもたちにはいじめを絶対に許さないという心情を育み、お互いを認め合える集団づくりに努めております。

次に、早期発見を図るために、少なくとも各学期に1回、児童・生徒を対象とした生活アンケートを実施しております。本アンケートに具体的に嫌なことをされているという等の記載があった場合には、十分配慮をした上で本人への事実確認を行い、いじめとして認知しております。その後、関係児童・生徒に丁寧に聞き取りを実施しております。今後も引き続き、教職員一丸となり、嫌な思いや悩みを抱えている子どもたちを少しでも減らし、子どもの心に寄り添った指導に努めるよう指示してまいります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。細かい属性区分とかその辺につきましては、今回ちょっと質問ではなかなか追いかげができないので、その辺につきましてはまた改めてご質問しようかなと思うんですけど、学期ごとに1回、手法ですよ。いじめを発見する手法として、より相談しやすい環境を整えることができないのかなということ、学期に1回は生活アンケートで全校生徒。ただ、不登校になってる子はどうなんやろ。そこを掘り下げるのは今回やめます。やると違うほうへ行くんで。生活アンケートだけでなく、そのタイムラグを防止するという意味で相談に至るまでの、例えばですけど、SNSで何らかの形で活用、書き込みじゃないですけど、オンタイムで常に相談、夜中に受け付けろじゃなくて、ちゃんと勤務時間内に回答するみたいな形でいいと思うんですけど、そういうような活用も視野に相談をより投げかけやすい体制を整えることとか、できないですか。特に不登校の子なんて多分その相談の、この生活アンケートですかね、があったことも知らん、もしかしたらない子もおるかもしれないんで、その辺りについても含めてご回答いただければと思います。よろしくお願いいたします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

まず、教職員、先生方のやはりアンテナを日頃から高くして、相談体制につきましても、もちろん保護者からもそうですが、あとスクールカウンセラー等、専門家の方も含めて、その辺りはしっかり相談体制のほうを整えてまいりたいというふうに考えております

ので、どうぞご理解のほどよろしくお願ひいたします。

8番（三宅 良矢議員）

SNSについて相談体制、そこは。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

SNSについても、もちろん保護者から何かございましたら、そこは学校の。ただ、常時SNSを使ってというのは難しいものであるというふうに認識しております。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

何で常時、これはもう最後の質問です、SNSを常時、そういう活用して相談体制を整えることは難しいってお考えなんですか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

教職員も勤務時間がございますので。

8番（三宅 良矢議員）

さっき勤務時間外でもじゃなくて、それって変な話、そこに直、行かなかつたらええわけでしょう。さっきの質問を踏まえて答えてください。お願いします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

いわゆる議員がおっしゃられているのは、何かSNSを通して相談ということで、それについてはいつでも相談できるということによろしいのでしょうか。

8番（三宅 良矢議員）

いつでも。その「いつでも」の語意は先生の勤務時間ですよ。

議長（北村 孝議員）

三宅議員、もう少し分かりやすく質問のあれをやってもらわんと、答えようもちょっと。よろしくお願ひします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

勤務時間にSNSで相談ということでしょうか。

8番（三宅 良矢議員）

もう一度質問。すみません、もう一度。

議長（北村 孝議員）

特別に。4回目ですけど。

8番（三宅 良矢議員）

申し訳ないです。SNSを活用します相談で。で、例えば夜の12時に打ちました。で、それをオンタイムで、その子が誰々先生とか、学校に一定対応せえというわけではなくて、朝出勤します。何らかの形で確認します。その時間に見て対応するという。理解いただけましたか。だから、先生の勤務時間を増やせとか、夜中に先生が24時間、例えば対応しろとか小学校に行けとか、そんなんじゃないですよ。それは、そんなん僕一つも言ったことないです。その以外の、ちゃんとした先生の勤務時間内で。いつでも発信は、発信するほうは別に365日、24時間、いつでもいいわけじゃないですか。受け取るほうはちゃんと勤務時間内という体制が大前提の上で、SNSを活用して相談体制の構築はすることはできないのかということなんですが、いかがでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

やはりSNSにつきましては、教職員のほうも随時確認等が必要になってきますし、やはりまずは先ほどおっしゃってた不登校のお子さんとかについては定期的に家庭訪問等、学校においてはやはり先生方もアンテナを高くして、日頃から状況等を確認した上で、また一定のやっぱり相談というのも行っておりますので、その辺りの体制で今の時点では考えております。また、そのSNS等についてはまた府等の実施しているものについては周知のほうをしているところでございます。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

泉大津市さんではもうそういうのを始められてるということなんで、今年度中に導入されるというふうに、「マモレポ」か、何かそういう相談ツールもされるということなんで、まあまあ、そういったのも参考にさせていただいたら、そういう意味ではクオリティ高まるのかなと思うんですが、それはそういうことということなんで、お伝えさしてもらいますので、またよろしく願いいたします。そういったのも調査、情報収集、よろしく願いいたします。

続きまして、ごみ収集のあり方につきましてご質問させていただきます。この後、小島議員とまたかぶりまくってるんですけど、小島議員ともかぶるんで、端的にお答えいただければなと思いますが、狭い道路とかにごみ収集が入るところに面しているところにつきまして、一定、回収できるところまでその家の人に持ってきてもらう必要があると。今後、高齢社会を迎える、より高齢者、障がい者、高齢者が、在宅がしんどくなるということが、より困難になっていく状況で、今は近所の助け合いとかヘルパーの支援で乗り切っ

ているのが現状やと思うんですが、そういうことが望めない状況も発生する可能性もなきにしもあらずということで、一定の基準を設けた上で、そういったところを含めての戸別収集などを行っていただく必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城住民部次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

高齢者や障がいがある方などへのごみ収集のあり方について、ご答弁申し上げます。

一般的に家庭から出るごみの収集方法としましては、大きく分けてステーション方式と戸別収集がございます。ステーション方式は、地域に一定のごみ集積場を定め、地域の皆さんがその場所までごみを持っていき、ごみ収集車はその場所で収集する方法でございます。一方で戸別収集については、各ご家庭の玄関先でごみを収集する方法でございます。

忠岡町では後者の戸別収集を実施しており、ステーション方式に比べ住民の皆さんの利便性に寄与しているところでございます。しかし、戸別収集においてもごみ収集車が進入できる道路までと限られており、ごみ収集車が入れない路地などについては、一定の広い道路付近までごみを持ってきていただくものとなっております。

議員ご質問のとおり、高齢や障がいなどを理由に持つていくことが困難な方については、ご近所の助け合いかヘルパー支援などにおいてごみ出しを行っているのが現状でございます。

今現状において、本件に係る住民の皆様からの直接のご要望やご相談などは多くないものの、今後のさらなる高齢化の傾向を見据えた場合、避けられない課題になるかと認識しております。他市における先進事例等を調査・研究し、忠岡町として最適な施策の検討を進めてまいります。

以上でございます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。数は多くないと思いますが、そういった戸別の収集に関して、そのときの差配でなく一律の基準か何かを設けていただければ、一番僕らも逆に言うと相談しやすいと思いますので、何とぞその辺の考え方、その辺の対応、また検討よろしく願いいたします。

最後に、ひきこもり支援が国基準によりマニュアル化されることを受けての質問に移ら

せていただきます。ひきこもりは全国で推計146万人いるとされております。15歳から64歳の50人に1人がその状態にあって、忠岡町内に置き替えるとすれば300人から大体400人ぐらいがいることとなっています。

あと、気になる調査を受けての内容で、これまで75%がほぼほぼ男性であったんですが、調査基準が修正されたということで、女性が50%を超えるということになりました。このようなことの変化を受けて、これまでは治療中心の視点より、先進事例、地域では寄り添い対応等に重きを置いた取組に変化しているのも事実でございます。国も今後はこの方向性に向かっていくと考えられますし、マニュアルが完成する2024年度には全国の自治体での取組が促されることとなると思います。相談支援で人が人を扱う体制づくりは人材確保を初めとして時間が必要となると、僕はもともとそういう現場にいたんで強く思うところなんですけど、本町ではこの国の動向を受けて、どのように時間軸を持って今後取り組んでいかれるか、お答えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

ひきこもりの支援をするに当たっては、対象となる方の相談をしっかりと受け止めて、適切な支援につなぐことが必要であると考えております。そのことから、社会福祉士、精神保健福祉士の専門職が必要と考えられるため、今後人事とも相談し、人材確保について連携を図ってまいりたいと考えているところでございます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。そのうちやはり強く要望するところが、正職の要望を強くお願いしたいところなんです。今、社会福祉士か精神保健福祉士でも、昔でしたら本当に大学卒業のそれなりにできる人が非正規でもばんばん来た時代はあったと、それは多分覚えてると思うんです。今、大体出てこないですよ、そんな人って、まず。大体すごい年配の方とかすごい経験された年配の方とか、本当に主婦がてら、ほんまに2年だけだよとかそういう、それで次ええとこがあったらすぐ移るみたいな、本当にそういう人が窓口でそういうような。これ、役場が担うとすれば、そういう人らが窓口でおることはやはり結果としては、やはり相談体制の脆弱さの根底になってしまうんで、できれば正職、できればより

もう正職で、何とぞこのように強く要望を上げていただきたいと思います、よろしいでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

福祉部局といたしましては、正規職員である専門職の雇用についてよく努力してまいりたいと考えているところでございます。

8番（三宅 良矢議員）

よろしく申し上げます。以上です。

議長（北村 孝議員）

以上で三宅良矢議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、尾崎孝子議員の発言を許します。

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

議長より発言の許可をいただきましたので、発言させていただきます。今回初めて議員になりました尾崎孝子と申します。よろしく願いいたします。

では、一般質問をさせていただきます。1番、障がい児福祉についてで、1、障がい児への施策を担当する部局が複数あり、当事者や家族にとって相談する際に負担となっている、その改善策について質問させていただきたいと思っています。

私自身、障がい児の子を持つ親として、来庁した際に、乳幼児期には2階、保健センター、また療育手帳や放課後デイサービス等などの福祉サービスを受けるときは1階の地域福祉課に、また小学校、中学校と、進学の話となれば4階、教育委員会と担当課が多岐にわたっており、窓口ごとに同じ話をするが多かったです。それがたらい回しにされたというイメージがもうすごくついております。ほかの保護者からも同じような相談を受けています。現状はいかがでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元健康福祉部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

各課においてそれぞれ業務の内容が異なることから、住民には各部署に足を運んでいた

だいているのが現状であります。また、その各窓口で話された内容が重要な個人情報であるため、他課との情報共有のあり方については、例えば相談内容が分かっている場合には、複数の部署の担当者が同席することにより相談者の負担軽減に努めてまいりたいと考えているところでございます。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございました。ご配慮いただけているということですね。できるだけ相談者の方の負担軽減を考え、引き続きご配慮していただくように、よろしく願いいたします。

そして、この質問に関連してお伺いさせていただきます。担当課が2階、4階となり、移動、エレベーターや階段などの移動がありますので、1階のフロアにまとめていただくことは可能でしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

1階にある課につきましては、直接住民の方と深く関わるが多くなります住民課、税務課や福祉の職務を担う課を配置しております。現状の執務室のスペースでは一緒にするということが物理的に難しいものとなりますので、よろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

分かりました。現在の庁舎では難しいということですね。

では、次の質問に移らせていただきます。2、障害児にとっての福祉避難所についてお伺いしたいと思います。

福祉避難所は、高齢者や障がい者など一般の避難所生活では支障を来す要配慮者に対して特別な配慮がなされた避難所のことですが、忠岡町では障がい児が利用できる福祉避難所はございますか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本町では保健センターを福祉避難所としておりますが、要配慮者を対象とした福祉避難所であり、児童限定の福祉避難所は設置できておりません。そういった中、大阪府立和泉支援学校の協力をいただき、令和4年11月に災害時における福祉避難所としての施設利用に関する覚書を泉北3市1町と支援学校の間で締結をいたしました。利用者は在校生とその家族になりますが、大規模災害発生時の利用を想定しているところでございます。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。和泉支援学校の福祉避難所のお話は、私がPTA会長のおきから携わっていた事案でございます。卒業時にはまだ忠岡町と高石市が締結できていなかったのが気になっておりました。去年の11月に締結できたと今お聞きして大変うれしく思っております。締結へのご尽力、ありがとうございました。

では、次の質問です。それでは、忠岡町独自の障がい児が利用できる福祉避難所の設置のお考えはございませんか、お願いします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

障がい児だけでなく障がいをお持ちの方の受入れについては専門性も必要となること、また、そもそも避難所自体の数が限られていることもあり、現時点では障がい児のみが利用できる福祉避難所の設置は難しいものと考えております。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

現時点では難しいということですね。今後、民間の事業所の力を借りるといった考えもあると思いますので、ぜひ前向きに考えていってください。

では、次の質問に移らせていただきます。

3の児童福祉法等の一部を改正する法律にて児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うと明確化され、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにするとなっています。そこで、本町の障がい児支援のこれからについてお伺いしたいと思っております。現状をお教えくださいませ。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

児童発達支援センターの設置につきましては、第2期障がい児福祉計画において、令和5年度末までに市町村または圏域に1か所以上設置することを目標と定めております。現在の状況は、貝塚にある三ヶ山学園に1人利用している状況でございます。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

分かりました。では、最近の出来事としまして、今年の4月です。泉大津市にて児童発達支援センター「にじっこ」が開設されました。近隣のほうがよいという方もいらっしゃいますので、忠岡町民のほうは利用することができますでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

児童発達支援センター「にじっこ」は今年4月に開設されたところで、定員につきましては現在のところ空席はあるものの、問い合わせなどが多く、利用者にとっては様子見のところがあり、泉大津市としては今後待機者が出るのではないかという状況とのことです。そのような状況において忠岡町の方の利用については、現時点では難しいと考えております。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

分かりました。現時点では忠岡町民は「にじっこ」の利用が難しいということですね。分かりました。障がい児を告知された保護者はわらにもすがる思いになります。児童発達支援、早期療育はお子さん、もちろんご家族に大切な支援です。貝塚市三ヶ山、こどもデイケアいずみ、私も療育に通い、大変お世話になりました。山手で交通の便がよくないところで、通うためにも運転免許証を取ったという人も、また電車とバスを乗り継いで通われた親子もいました。また、忠岡町に相談してもらちが明かないと、自身で調べて、田尻町の「こころ園」に通われている親子もいます。実際、忠岡町に頼るのを諦めてしまった人がいました。今後、このようなことがないように幾つかの選択肢や情報を用意していただくことができますでしょうか。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員、これで3回目になります。

10番（尾崎 孝子議員）

はい、終わりです。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

貝塚市三ヶ山のこどもデイケアいずみは、児童発達支援を以前からされており、本町からも毎年数人の方が利用されております。その時点は保護者による送迎が必要でありましたが、現在は役場までバスによる送迎があり、当時とは異なる状況にあると思われま。す。今後も保護者の方の相談に適切に応じるとともに、情報につきましても可能な限り情報収集に努め、情報提供してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

最近の情報をまた教示いただき、またご提供のほどよろしくお願ひいたします。何度も言っあれですが、児童発達支援センターは市町村に1つ、中学校区に1つの義務化です。忠岡町には1つ、確実に必要かと思ひます。ぜひ設置を前向きに考えていただきますように切にお願ひ申し上げます。

では、次の質問に移らせていただきます。2番、庁舎管理についてです。

来庁される方にとって、担当部局が一目で分かり、目的地へたどりやすくする視覚支援、ユニバーサルデザインについて問ひます。1階のエントランスで住民の誰もが一目で、各担当課、目的地が分かるような案内が必要だと思ひます。例えば床に担当課への動線の設置など、いかがでしょうか。また私自身、本町の案内板の、その場所が分かっておりませんでした。ぜひ一目で分かるようにその動線の配置など、施設、設備をお願ひできませんでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南公室次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

庁舎内における案内表示につきましては、現在、本館並びに南館の各エントランスに案内表示板があり、各階のエレベーター前と、エレベーター内には各フロアごとの課名表示がございます。また、各課のカウンターに課名のプレートを設置しており、そのカウンタ

一の上部には課名を表示していますが、案内表示を分かりやすく充実させることはかねてより町長からも指示を受けているところでございます。つきましては、新たに分かりやすい表示板等を設置することにより、今までよりも来庁される方がよりスムーズに、迷わず目的の部署に行くことが可能となるよう、来庁者の視線を意識したデザイン表示やフロアマップ等の整備に向け、他の団体の状況等も参考にしながら対応してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。住民の方のためにも、ぜひ分かりやすい動線の設置、よろしくお願いをいたします。

では、3番目のひきこもり支援について聞きたいと思います。

1番、忠岡町適応指導教室、ソレイユの今後の展開について聞きたいと思います。現状についてお教えてください。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お尋ねの忠岡町適応指導教室、ソレイユにつきましては、学校に行きたくても行けない子どもたちを支援し、自立や学校復帰を目指すため、令和3年度に開設いたしました。令和3年度には小・中学生5名、令和4年度には中学生7名、今年度は現時点で小・中学生4名が通室しております。

指導には校長経験のある指導員2名で、きめ細やかに行っております。また小・中学校の教員がソレイユを訪問してつながりを持つことで、放課後に学校に行ったりテストを学校で受けたり、修学旅行などの学校行事に参加できたお子さんもおられます。

今後も学校に行きたくても行けない子どもたちを支援し、学校とは異なった雰囲気での居場所、心のよりどころづくりを目指す、太陽のようなぬくもりのあるところとなるよう努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。修学旅行にも行けたお子さんがいられて、すばらしいと思います。ソレイユは太陽、ひまわりですね。ぬくもりを感じます。ぜひ今後ともきめ細かい指導と自分の居場所、心のよりどころづくりをよろしくお願いをいたします。

次に質問としまして、NPO法人登校拒否・不登校を考える全国ネットワークがインターネット調査を実施しておりまして、不登校の子どもを持つ親のアンケートをしております。不登校の子どもを持つ親の約7割が、学校を休んで子どもの心が安定したと感じる一方で、原因が自分、親にあるかもしれないと悩んでいることが調査で明らかになりました。不登校の子どもを持つ親御さんは、真っ暗なトンネルの中に入ったように自分の気持ちを表現する人が多いです。支援とつながることができず、精神的なつらさを抱えた保護者の方が多いと伺っております。それに対しての対策は考えていますか。また、不登校になるには何らかの原因があると思います。ヤングケアラーも含め原因を究明し、そのお子さんへのフォローはできておりますでしょうか。お聞かせ願えますでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

不登校のお子さん、その保護者への支援につきましては、担任等が定期的に家庭訪問を行うなど、子どもに対してだけでなく保護者との関係づくりにも注力しているところでございます。必要に応じスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家とも連携して保護者の教育、相談に対応しております。

また、適応指導教室、ソレイユに通室している児童・生徒の保護者には、適応指導教室の指導員が学校と連携し、個別相談にも対応しております。ご理解のほどよろしくお願いたします。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。一番心を痛めているのは保護者かと思っておりますので、保護者と子どもたちのケア、よろしくお願いたします。

次に、2の義務教育終了後からの切れ目のない継続した支援は行われているかについて、中学校を卒業したら終わりでは困ります。何かしら次の担当課、例えば地域福祉課などへの引継ぎのようなものはできないでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

中学校卒業時の福祉部局への引継ぎにつきましては、目的外使用及び個人情報保護の観

点からも実施は難しいものと考えております。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

そうですか。難しいとは思いますが、ひきこもりが発生した生徒に対しては引き続き切れ目のない継続した支援をよろしくお願ひいたします。次の段階としては、ひきこもりは次の問いにさせていただきます。ひきこもりは一般に10代後半から20代前半の若年の頃から始まります。早めに対応しなければ解決が難しくなります。早期の対応を考えていらっしゃいますか。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

これまでルールがあった学校教育とは異なり、自分の人生を自ら見つけていかなければならない10代後半、20代の若者にとって、ひきこもり状態からの脱出は不登校とはまた異なる環境にあるため、家族や周囲の大人からの相談がなければ発見されにくいケースだと考えております。今後につきましては、ひきこもりに対する支援等の情報があれば広報やホームページに掲載してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ひきこもりは、三宅議員もおっしゃっていたみたいに昨今社会現象化しており、広い支援が必要かと思ひます。早急に相談窓口などの対応をよろしくお願ひいたします。

次の質問に移らせていただきます。3、大人のひきこもりについて、三宅議員と同じ内容になるかと思うんですが、住民の方からちょっとお話がありまして、40代の娘さんがひきこもっていて、最近何とか外に出られたというお話を聞きました。「忠岡町もひきこもりの人が多い」と、その方もおっしゃっていました。実際に忠岡町での大人のひきこもりの人数など、三宅議員が300人ぐらいとおっしゃっていたと思うんですが、把握できておりますでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

実際的人数は把握できておりませんが、全国で推計146万人とされております。また、15歳から64歳の50人に1人がその状態にありますので、忠岡町に置き替えます

と200人ぐらいと推察されています。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

200人、多いと思います。家族の数を考えたら倍以上の方、また両親がそろわっていたらその倍、600人以上ぐらいの方がお困りになっていらっしゃると思います。では、そのひきこもりへの対策を本町はどう考えていらっしゃるのでしょうか。よろしく願います。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

本町の取組といたしましたら、住民向けにひきこもりの基礎知識、ひきこもりの理解、ひきこもりの支援、ひきこもりの現状の講演会を今年3月に民生委員、児童委員向けに開催いたしました。引き続き住民の皆様に対しまして、周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、当事者に対しましては、大阪府ひきこもり地域支援センターのひきこもり支援コーディネーターと協力しながら、適切な支援につなげるよう連携を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員、3回目です。

10番（尾崎 孝子議員）

では早急に対策をお願いいたします。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（北村 孝議員）

以上で、尾崎孝子議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、小島みゆき議員の発言を許します。

4番（小島みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

4番、公明党の小島みゆきです。議長のお許しを頂きましたので、一般質問させていただきます。

新型コロナも5類になり、マスクの着用も個人の判断になり、国民生活もコロナ前に戻りつつありますが、新型コロナウイルスの感染症がなくなったわけではないので、気をつけていきたいと思います。友人も熱が出て、病院に連絡せずに行くと、連絡してから来るように注意を受けたと言っていました。熱があれば以前と同じように、まず病院に連絡をし、病状をお伝えしてから病院に行くようにしていただきたいと思います。あわせてインフルエンザも増えてきているようです。住民の皆様、お気をつけてください。

では、自転車のヘルメットについて質問させていただきます。

警察庁によると、2022年に発生した自転車に関係する交通事故は6万9,985件でした。10年前と比較すると半減していますが、ここ2年は増加傾向にあります。また、交通事故全体に占める割合は23.3%で、近年増え続けています。事故の相手は自動車が圧倒的に多く、77.2%です。そのうちの46.8%が出会い頭の衝突で、次いで右折、左折時の衝突で26%でした。事故の原因として自転車側に法令違反があったケースは67%に上ります。22年では約2万5,000件の自転車の交通違反を検挙しています。

忠岡町でも自転車のヘルメットを着用されて乗っておられる方を見かけることも増えてきました。改正道路交通法の施行により、本年4月1日より自転車のヘルメット着用が努力義務となりました。着用しなくても違反とはなりません、致死率を下げる効果があるため、年齢を問わず着用するように言われています。自転車の乗用中に亡くなった人は約6割が頭部に致命傷を負っています。被害軽減のためにも頭部を守ることが重要です。自転車乗用中のヘルメット着用の有無と致死率の関係を見ると、着用の場合は非着用の場合と比べて致死率は約半分になります。

ヘルメットの購入費用を補助する自治体も多くあります。忠岡町でもヘルメット購入補助金がありましたが、予算がなくなり次第終了で、5月8日で締め切られたとお聞きしました。6月補正予算で予算を計上され、対象者は高齢者、65歳以上と小学6年生までとお聞きしています。中学生もクラブ活動の移動等で自転車に乗っている姿を見かけます。経済的にも厳しいときなので、できれば助成対象を中学生まで延長していただき、その分の予算も拡大していただきたいと思います。いかがでしょうか。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議員お示しの自転車用ヘルメットの補助金でございますが、現在、当初予算の上限に達

しており、問合せなどが多数ございます。今回、6月議会に補正予算を提出させていただいており、議員皆様のご賛同を得たいと考えております。また、年齢の拡大につきましては、近隣市町の動向も踏まえて検討してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

4番（小島みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ヘルメット購入補助金があれば購入される方も増え、事故が起きたときの軽減につながると思います。昨年の死傷者約6万8,000人のうちヘルメットを着用していたのは9.9%だったとの調査結果もあります。かぶるのが嫌だと言われる方もありますが、命を守ることをまず優先していただきたいと思ひますし、町としても大切な宝の子どもたちの命を守るべく取り組んでいただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議員お示しのとおり、ヘルメットの有効性というのは我々も十分認識いたしておるところでございます。できるだけ多くの方にヘルメットをかぶっていただきたいというふうを考えておりますので、年齢の拡大につきましても検討させていただきたいというふうを考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

4番（小島みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

検討していただけるようによろしくお願いたします。

では、次の質問に移らせていただきます。子どもの保育について。

子どもの利益を第一に考える子どもまんなか社会の実現へ、子ども政策の司令塔、こども家庭庁が本年4月1日に発足しました。政府も異次元の少子化対策を打ち出しています。忠岡町でも子育て支援や伴走型支援等取り組んでいただいています。こども家庭庁は静岡県の保育園で昨年発覚した園児暴行事件を受けて、昨年、2022年12月までに全国の認可保育所で不適切な保育が914件確認されているとする調査結果を5月12日、公表しました。このうち暴力などの虐待が確認されたケースは90件あったと報告されています。小倉こども政策担当大臣が「虐待はあってはならない。さらなる対策が必要だ」

と述べ、再発防止を徹底する考えを強調しました。

調査は全国1,741市区町村を対象に実施し、1,530自治体が回答し、対象機関に市区町村が不適切な保育が疑われるとして事実確認をしたのは1,492件あり、914件が認定されました。虐待が確認されたケースを種類別に見ると、重複を含め身体的虐待が36件、心理的が42件、性的が20件、ネグレクトが4件ありました。不適切保育はこのほか、全国の認可外保育施設で112件、認定こども園で227件、小規模保育施設などの地域型保育事業で63件確認されています。

そこでお聞きします。忠岡町でも調査はされましたでしょうか。そして現状はいかがでしょうか。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員お示しの事件を受けまして、町内公立、民間の3園全てのこども園に調査をした結果、不適切保育に該当するようなものはございませんでした。ただし、先ほども答弁しましたが、子どもの命や人権に関わるような場面においては毅然とした指導をするよう、現場に申し伝えております。また、その際の指導につきましては発達段階に応じ効果的な方法を選択しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

4番（小島みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

この4月から東忠岡こども園での保育も始まりました。お母さん方からは期待していただけに、幼稚園に通わせておられた保護者の方から「以前のほうが良かった」とのお声が聞こえています。保育、サービスも保護者の方への説明も丁寧にしていただきたいと思いますし、大変ではあると思いますが、大切な宝である子どもたちを守り育てていただきたいと思います。最後にもう一言お願いします。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

東忠岡こども園が無事に開園しまして、様々ご意見いただいております。その辺り園と教育委員会、真摯に受け止めまして、適切な保育に向けて日々努力してまいりますので、これからのこども園の発展にご期待いただけたらというふうに考えておりますので、よろ

しくお願いいたします。

4 番（小島みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4 番（小島みゆき議員）

ぜひともよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。ごみの収集について。

一般的には家の前に出しておけば収集していただき助かっていますが、車が入っていけない高齢者の方たちへ、「どうしたらいいですか。町としての見解は」ということで通告させていただいていますが、先ほど三宅議員の質問にもありましたように、今後も進む高齢化によって身近に人の協力が得られない高齢者にとって、ごみを出すことが難しくなっていくことが想定されます。先ほどの答弁では課題というものを認識していただいております、前向きに施策検討を行っていくということでありましたが、例えばどのような施策があるのでしょうか、教えてください。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

府下の自治体を見回してみますと、ふれあいごみ収集事業として行っている自治体がございます。基本的にはステーション方式によるごみ収集を行っている市町村で実施している例が多く、ステーションまで自身でごみ出しをするのが困難で、かつ身近な人の協力が得られない方々へのごみ出しをサポートしております。サポートの方法としては様々な手法がございます、直営で行う方法や業者委託する方法、また地域の自治会などを対象とした補助金を設置し共助を促す方法など様々がございます。

忠岡町ではごみ収集については全て収集委託で事業を行っており、直営で行うマンパワーが不足しているところや、該当基準をどのように設けるのかなど課題になるかと思いますが、これらの問題を整理し、忠岡町として最適な施策の検討を進めてまいります。

以上でございます。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4 番（小島みゆき議員）

今現在において日本は超高齢化社会と言われており、忠岡町においても同様です。この課題については今後考えていくことではなく、早急に手を講じなければならないことであ

ると申し添えて、最後にもう一度所信を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

先ほどの三宅議員への答弁と重複いたしますが、課題については認識しております。ご指摘いただきましたとおり喫緊の課題の1つとして施策立案を進めてまいります。

以上でございます。

4番（小島みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。以前にご相談させていただいたときにも次長も「自分が近所だったら出してあげたい」とおっしゃってくださいました。その気持ちで町としても前向きに取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（北村 孝議員）

以上で、小島みゆき議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

14時30分から再開いたします。よろしくお願いいたします。

（「午後2時18分」休憩）

議長（北村 孝議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後2時30分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（北村 孝議員）

次に、是枝綾子議員の発言を許します。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

6番、日本共産党の是枝です。私は、忠岡町が誘致を進める産業廃棄物焼却施設の問題について質問をいたします。

忠岡町は、忠岡町のごみ処理は泉北環境整備施設組合に広域化するという、これまでの方針を急に大転換して、現在の忠岡町クリーンセンターを廃止し、そこに220トンもの巨大な民間事業者による産業廃棄物焼却施設を誘致し、忠岡町のごみの焼却委託をする協定書を今年の2月8日に相手企業と締結しました。産廃焼却炉の稼働は10年後の2033年4月の開始を目標としています。これは町民の一般ごみ1日20トンを焼くために毎日180トンもの産業廃棄物を近畿から集めて焼却させるというとんでもない計画です。

産業廃棄物の焼却処理では、家庭から出る一般ごみとは違って大気汚染物質、有害物質の発生が問題となります。忠岡町が説明で「産業廃棄物といっても一般廃棄物と同じような性状のものしか焼きませんし、環境基準を守ります」と言うと、今と変わらないという印象を与え、3月議会での私の質問、「環境基準を守れば安全なのか」という質問の答弁にもありましたように、忠岡町は安全とは言っていないのに、勝手に安全だと思い込んでしまっている方もいらっしゃいます。

例えば建築廃材、木ですが、解体した建物からの廃木材には、寸法の安定性、防虫性、防腐剤、防火性を向上させるため、トリプチルスズ化合物、有機塩素系農薬、CCA防腐剤などの薬剤で処理されたものが多いといえます。しかし、各種薬剤で処理された廃木材を焼却した場合、砒素、六価クロム等の重金属や塩化水素、有機塩素系化合物などの有害物質が排出される可能性があるといえます。建築廃材は木材だから安心とは言えません。

もう1例申し上げますと、廃タイヤの焼却に伴う有害物質は硫黄酸化物と窒素酸化物などで、硫黄酸化物の濃度はB重油の燃焼時に匹敵するといえます。廃タイヤの焼却には重金属も問題で、廃タイヤに含まれる亜鉛、コバルトの量は石炭に比べて50倍、100倍多いといえます。燃やせば非常に有害なものだと思います。

ところが、産廃のどんなごみを、何を焼却するかは今後協議して決めていくというのです。廃タイヤは破砕機で粉砕すれば、廃プラスチックとして一般廃棄物と性状が同じといって焼却できることとなります。今回、協定書を締結した企業の企画提案書には「大型のタイヤも破砕できる設備を備える」と、廃タイヤを焼く気満々の提案であります。当初、忠岡町は「古いタイヤ、廃タイヤは受け入れません」と言っていたのに、「今後協議します」という態度に変わっています。

付け加えるなら、現在、忠岡町クリーンセンターでは固いプラスチックや繊維系ごみは燃やしていません。和泉市にある産廃焼却施設に運んで行って焼却を委託しています。これからは忠岡町の誘致する産廃焼却施設で焼却するわけです。今まで燃やしていなかった

有害物質を発生させるものを大量に焼却するのですから、大気汚染が進むのではないかと
いう不安が大きくなります。そのように質問すると忠岡町のほうは「220トンもの大き
な焼却炉になると排出基準が厳しくなるので、今よりも有害なものを出さないから大丈夫
だ」と言います。忠岡町の小さな焼却炉よりも大きな炉だからと。でも、ちょっと比較対
照がおかしいと思います。

泉北環境整備施設組合に広域化すれば、忠岡町ではもう燃やさないからゼロではないで
しょうか。「ずっと忠岡町単独の焼却炉を維持してほしい」なんて誰も言っていません。
有害物質を比較するなら広域化と産廃誘致と比較しなくてはいけないのではないでしょ
うか。

そこで1つ目の質問であります。焼却受け入れする産業廃棄物は今後協議するという
ことですが、例えば有害だから当初受け入れないと言っていた廃タイヤ、古タイヤは、受
け入れしないと忠岡町は言えますでしょうか。担当部長よりお答えを頂きたいと思いま
す。

もう1点、続けてもう一つ、関連していますので。また最初の頃、9月頃部長さんが
「古タイヤは受け入れません」と説明していたのではないのでしょうか。協定相手の企業が1
0月にプロポーザルで出してきた企画提案書に「忠岡町が許可するものしか焼却しません」
と書いてあるのではないのでしょうか。焼却する産廃の許可を出すのは忠岡町のほうで、イ
ニシアチブを握れるのではないかと思います。「廃タイヤ、古タイヤは受け入れしません」
となぜ言えないのでしょうか、答弁をお願いいたします。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野住民部長。

住民部（谷野 栄二部長）

（仮称）忠岡町地域エネルギーセンターで受け入れをする廃棄物については、これまで議
会特別委員会、住民説明会の中で説明をしてまいりましたが、内容としては一般廃棄物と
同様性状のものは受け入れをし、有害性のあるものは基本的に受け入れないということ、こ
れは変わりはありません。

ご質問の古タイヤや汚泥など、家庭から出ないようにするには受け入れをしないと
忠岡町は言えるのかということにつきましてですね、これにつきましては今後、廃棄物受
入れに関する審査基準を、専門家の意見も聞きながら作成をいたしまして、新施設建設に
向けた協議の中で受け入れ品目が定められていきますので、現時点でお答えできるのは、審
査基準に合うものは受け入れ、有毒物質が発生するものは受け入れないということになり
ます。

2点目ですね、古タイヤを受け入れないと、確かにそういう答弁も申し上げました。そ
れと、事業者側から提案がありましたのは、本町の意向ではなく事業者側からのあくまで

も提案でございまして、これはこのまま忠岡町が受け入れるということはございません。これもしっかりと専門家のご意見も聞きながら、本当に悪影響を及ぼさないもの、そうしたものについては受入れをして、有害性のあるものについては受け入れない、こういった基本は変わりませんので、そういうことをご理解いただきたいと思います。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

古タイヤについては受け入れしないとおっしゃっておられたというのはご記憶されていらっしゃると思います。ですが、なぜ変わったのかというと、何か審査基準を専門家の意見を聞いてということのようでもありますけれども、最初にそんなことはお話というか、そういった専門家の方には聞いていらっしゃらなかったのかということと、古タイヤは申し上げたらかなり害があると、B重油に匹敵するということでもあります。B重油というのは軽油50%で重油50%というB重油、これに匹敵するということですから、コールターのようなものが半分入っているような、そういうものを燃やしたときと同じだということでもあります。ですから、かなり環境には負荷がかかる、影響があるというものなので、これはやはり燃やしてはいけないものだけでも、粉砕機で破碎すると、細々にすると廃プラスチックという扱いになるので、性状が一緒だということで、大変これは恐ろしいことでもあります。なので、これはやはり最初、当初言っていたように受け入れしないというのが忠岡町の取るべき方向性ではないかと。私は、この産廃については認めるというものではありませんけれども、この古タイヤということに関してのちょっと今質問をしておりますので、こういった受け入れしないとやってたのが、するという方向に変わったというのはなぜなのかということもちょっと理由をお聞かせください。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

当初はこの新しいごみ処理のスキームをつくるに当たって、このごみ処理システムの流れを資料をもって説明をした。その中で私が説明を申し上げたところではございます。今、現段階ではかなりその事業の形が明確になってまいりまして、このこうした新しいごみ処理についての考え方としまして、先ほどから説明いたしておりますけれども、審査基準を設ける、で、それが本当に有害物質が出ないのかどうなのか、そこらも確認をする。そうしたようなことで受入れの基準をつくってまいりたいと考えておるということでございます。

ので、当初とは少し状況が違うということもご理解いただきたいと思います。

それと、タイヤにつきましてはいろいろと専門家の意見も聞いておりますけれども、例えば天然ゴムと化成系のゴムではかなりできる素材が違うということも聞いております。天然ゴムであれば当然ながらそうした所定の温度で焼けば公害が出ないということにはなろうと思いますし、何かしら薬品をもって作っている防水シートであったりとか、そうしたものについては燃焼したときどうなのか、これはしっかりと検証が要するというふうには考えております。そうしたところを一つ一つ確認をしながら審査基準を決めていくということを考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

6 番（是枝綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

状況が変わったというところではありますが、審査基準というものが非常に重要になってくるということで、この審査基準を決めていくというのは議会、住民とともにそういった基準を決めていくという姿勢なのか、それとも専門家と行政のほうだけで決めていくのか、どのように審査基準を作っていくのかという方法についてお伺いしたいと思いますが、お答えいただきたいと思います。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

審査基準を決める、まだその体制等については現在決めていないのが現状でございます。これは我々職員だけで決めるということだけでなく、やっぱり外部の専門家も入っていただくような、専門部会のようなものを開いて、事業者側から提案のあったものを一つ一つ審議をしていくという形になろうかと思っております。そうして内容がですね、。骨子が決まりましたら決定をする前に、当然ながら議会にも特別委員会が設けられておりますので、そうした中で説明をさせていただきながら、ご理解いただきながら忠岡町の審査基準というふうに決めていくものというふう到现在考えておりますので、よろしく願いいたします。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

審査基準の決め方という、その細かいところまで、本会議ですのでどうこうということ
は申し上げませんが、やはり決めてから報告ということではなく、やはり決める過程での議
論ですね。そういった期間をきちっと保障していただくということはお願いしたいと思
います。

ということで、何で忠岡町で1日180トンもの産廃を焼却しないといけないのかとい
うことで、場所が場所で、風上だということで、それもこちらは町中で人が住んでい
るところにそういったものを誘致するということですので、大変問題があるし、山の中とい
うことではありませんので、環境の問題というのは非常に今後問題になってくると思
います。

ちょっと時間もありませんので、次の質問に移りたいと思います。

産廃焼却施設の2つ目の質問は、忠岡町は環境基準を守るから大丈夫だと言いますが、
環境基準にない有害物質についてはどう監視をするのかということが問題になってきます。
また、ごみ焼却の際の有害物質の全てが分かっているわけではないと言われております。
今までにないものを焼却するのですから、未知の物質が多数存在していると。で、有害物
質の可能性もあります。これをどう監視されるのかということが、まず聞きたい点が1つ。

そして、環境省は環境基準について次のように述べております。「維持されることが望
ましい基準であり、汚染が現在進行していない地域については少なくとも現状より悪化す
ることとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましい」と。
「また、現に得られる限りの科学的知見を基礎として定められているものであり、常に新
しい科学的知見の収集に努め、適切な科学的判断が加えられていかなければならないもの
である」というふうに述べております。現状よりも悪化させないという考え方ですね。
それと、未知の物質があるということを前提に、今後こういうふうな科学的判断を加えて
いって新たに基準を設定していく、そういうものなんだということを行っているとい
うことでもあります。ですから環境基準、今あるもので十分ということではないという立場
であります。

で、忠岡町においては忠岡の環境を今よりも悪化させない、良くしていくというのが環
境保全のそういう忠岡町の責務ではないかと思いますが、忠岡町外、近畿中から産廃が忠
岡町にトラックで運ばれ、毎日180トンもの産廃を焼却して、環境保全に逆行してい
くものではないかというふうに私は思うのですが、環境が保全されていくという状況にな
るのかということについて、忠岡町はどのように考えておられるのでしょうか。環境保全
という、そういうことになりますかということで、担当部長よりお答えいただきたいと思
います。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

先ほど議員が環境省のホームページに出してありますことを読んでいただきましたが、そのとおりでございます。現状より悪くしない、そうした基準が環境基準であるということでございます。そして、新たに発生された有害物質等が出た場合はですね、これも常に新しい科学的知見を基礎として調査をされるということで、これはまた法改正など国による適切な対応が行われるものと我々は思っております、そうしたところの基準に我々は従い行動していくということになろうかと考えております。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

この環境保全というのは、今より悪くしないということだということによろしいのでしょうか。そういうふう聞こえたんですけども、これは2回目の質問ですけども、ちょっと確認なので。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

この国が申しておりますのはいろいろな場所のケースがあると思うんですね。例えば山の中の何の公害といいますか人的な影響のない地域においては、それは何か化学物質とか出たら、それは重大な問題でありまして、そこところいった市街地の状況は違うと思うんですね。私が申し上げているのは、こうした忠岡町の市街地の現状の状況におきまして、これ以上悪化させない、させることのないのが環境基準であるというふうに認識をしております。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

現状より忠岡のこの環境を悪化させないという立場だと、忠岡町は、ということになります。ですが、こういう180トンもの産廃を運んで毎日焼却するというので、環境保全に良い方向に行くんでないというふうなのが一般的に考えられるものなんですね。それを何か保全していくというか、今より悪くならないんですかという、そういう心配を皆さ

んしてるわけなんですね。それについてはどのようにお考えでしょうかと。悪くなりませんかと、産廃焼却してという、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

ならないというふうに考えております。

6 番（是枝 綾子議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

ならないというところが、最初申し上げた大きな焼却炉だからと、だから基準が厳しいということだということでしょうかということ、ちょっと時間がないので、そういうことでそうおっしゃってるのか、ならないとおっしゃっておられるという理由を述べていただきたいと思います。

住民部（谷野 栄二部長）

はい。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

さきに議員が申されましたように国の環境基準の考え方ですね。この国の定めた環境基準をしっかりと守っていく、そして、その国の定めた環境基準以上の目標を定めて、その目標に沿って運営をしていく、そうした行動により今以上に、今のこの環境が変わることはないというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

今の10倍もの量の産業廃棄物を焼却することなので、環境には悪くなるというのが一般的に考えられることなので、それが環境基準で守れるのかといたら、「守れる」とおっしゃるので、それについてはもうあと、こればかりで、ちょっと次の質問がありますので、環境が保全されている状況だと、環境基準を守ればということなんだという立場

だということが分かりました。

ということで、それはそうではないというふうに思うのが3点目の質問であります。産廃焼却炉の煙突から出る排ガスの濃度が環境基準以下であっても、焼却量が10倍に増え、これまで焼却してこなかった有害物質がたくさん出る廃プラスチックや廃木材や廃タイヤなどを焼却したら有害物質も比例して増えるのではないかという問題についてどのように考えておられるのでしょうか。

排出されるガスの濃度が同じでも、焼却量が10倍になり、排ガスの量も10倍に増えたら有害物質の量も増えると、比例するというのが普通、そのように考えるのが普通であります。その点についてどう考えているのか。そして、監視体制を強めても産廃であるのと、量をたくさん焼却するのと有害物質の物質量がその分出るとということなので、それは私は当たらないと思ひ、してもやはり増えるのではないか、悪化するのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

これまでいろいろなところで説明はしてまいりましたけども、ごみを燃やすと難分解性で有毒な環境汚染物質であるダイオキシンができることはよく知られています。ダイオキシン類を大気中に排出する施設、ダイオキシン類を含む汚水や廃液を出す施設については特定施設というふうに定めておまして、排出ガス及び排出水に関する基準が設けられています。その排出基準は、焼却能力が毎時2トン未満の施設は5 ng-TEQ/m³、焼却能力が毎時4トン以上の施設は0.1 ng-TEQ/m³と、50倍の規制値が設けられています。つまり、焼却能力が大きい施設は排出基準が50分の1に抑えられることにより、大気中に放出される物質の量は小規模施設と同等以下に抑えられています。そうしたことから新施設が稼動した後に現在より環境が変わるということはないのではないかとというふうに考えております。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

私が一番最初に申し上げた、比べる比較対象がちょっと違うのではないかと。今よりもということ言えば、今の焼却炉、2トン未満のところ、毎時。今度できるのが毎時4トン以上ということで、基準が全然違うということは分かります。ですが、広域化する

ということであったので、それを広域に行けば、向こうの施設に行くとその4トン、時間4トン以上なので0.1でしたかね。ということ、ng以下ということなので、そういう同じようになるわけですね。そして忠岡町からは、もう焼かないから出ないということなので、この状況と私は比べると、やはり残ってここで焼くということが今の状況を良くするという保全にはならないというふうに、そういうふうに思います。

で、これについて、まだ環境のね、この大気汚染についてもっと深く議論すべき段階ですね。まだこれから、これを議論しようというところに来ているわけなので、だから何をどれだけ焼くかも分からない。煙突の高さも分からへんけど、環境アセスメントはまだしてないので、こんな状況で進められて、そして議論がもう終わってるみたいに言われるという、これはちょっとおかしいと思うので、今回の計画は一旦中止して、住民とよく話し合う考えということについて、最後にちょっと時間ありませんので、町長、そういうご意思はないでしょうか。確認のため町長より答弁をいただきたいと思います。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

しっかりと環境基準を守りながら粛々と前へ進めてまいりたいと思っております。

6番（是枝 綾子議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

一旦中止するという考えはないという、そういう答弁でありますね。私は一旦中止して、この環境の問題、環境基準や環境保全ということについてしっかり議論すべきだというふうに、そういう時間を、一旦中止して時間をつくるということを求めたいと思います。

で、次の質問であります。今年度の国民健康保険料について質問いたします。高くて払い難い国保料を引き下げるという立場で質問いたします。

国保法、国民健康保険法の第1条に「社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」という社会保障制度であります。半数が自営業、フリーランス、そして非正規労働者が加入しており、コロナ禍と物価高騰で一番影響を受けている方たちが加入者であります。医療保険のセーフティーネットであるのが国民健康保険です。

しかし、2024年度、来年度に統一国保料にするという目的のために、2018年度以降、都道府県単位化が進められ、この6年間、国保料が値上げをされてきました。中央社保協の調査では大阪の標準保険料、統一保険料は全国一高い保険料となっているということです。忠岡町の国保料は2018年度から大阪府の統一保険料に合わせたため大変な値上げとなりました。忠岡町が6月議会に出しているその他の資料というところで

も、令和3年度の忠岡町の国保の会計は2,148万9,000円、黒字の決算で、国保基金に積み立てて、令和4年度の決算見込みでは715万6,000円の黒字見込であります。そのため基金残高が国保は7,000万円を超えており、1人当たり2万円に、加入者ですね、2万円にも相当するということでもあります。つまり2万円引き下げできるというぐらい基金が積み上がっていて、この黒字続きの状況なのに、本算定通知がもうすぐ届きますが、令和5年度の国保料は値上げとなります。それは大阪府の統一保険料が値上げとなるからであります。大阪府の保険料は平均1人当たり1万4,631円の値上げということで、9.9%の値上げであります。もう困窮世帯にとっては信じ難い値上げで、数か月分の米代にも匹敵するということでもあります。

そして、忠岡町の資料ですね。今度、忠岡町の今回、6月議会で頂いた資料では、忠岡町の国保料は、所得200万円、40歳代の夫婦と子ども2人の4人世帯、いわゆるモデル世帯で、令和4年度が41万2,113円、令和5年度が今度は44万236円と、2万8,123円の値上げということで、2割軽減がかかっている世帯なんですけれども、所得の2割を超える大変な高い国保料であります。

ということで、ちょっと時間がないので、この市町村単位の国保であれば国保会計が黒字のときは保険料据置きもしくは引下げのために次年度に繰り越してきましたが、都道府県化以降、黒字なのに全国一高い国保料に合わせるために基金に積み立てて、そして国保基金は条例で「保険料の引下げには使えない」と明記する始末であります。忠岡町で1人当たり2万円引き下げできるぐらい基金がたまっているんです。今年は経過措置の6年目ということでありますが、まだ統一しなくてもいい年であります。合わせなくてもよいのではないのでしょうか。据え置くだけでも大変助かるということで、引下げもしくは値上げをしない選択肢も忠岡町としてはできるのではないかと。

あと、この国民健康保険証は忠岡町が保険者になっておりますね。大阪府と忠岡町と共同運営というか、してるので、忠岡町は会計を持っています。忠岡町が決めることができます。忠岡町として高い国保料を引き下げる、値上げをしないという、そういう意思はないのでしょうか。そういう努力をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

答弁をもって質疑を終結します。どうぞ、泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議員がおっしゃるとおり、本町の国民健康保険事業、財政調整基金の残高は、現在7,000万円ございます。この基金は事業費納付金の不足額への充当や保険者が行う保健事業、その他緊急やむを得ない財政需要へ充てるものと条例で定めており、あわせて大阪府国民健康保険運営方針に基づき、保険料の引下げに充てることができないものとなっております。

ります。

また、この大阪府の運営方針は、大阪府で1つの国保として、府内のどこに住んでも同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料額とすることで、被保険者間の負担の公平化を図るものとして策定され、平成30年度に府内統一が始まりましたが、現在は令和6年度の運営方針の見直しに向け、大阪府において市町村の国保特別会計の財源等のあり方や保険料抑制について議論を進めているところであり、本町も黒字の活用や保険料抑制については要望を上げているところでもありますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

議長（北村 孝議員）

以上をもちまして是枝綾子議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、二家本英生議員の発言を許します。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

5番、日本共産党、二家本英生です。質問通告に従って、これより一般質問を行います。

まず最初の質問、ごみ処理体制について質問いたします。

忠岡町のごみ処理方式は町単独事業で行われています。しかし、以前から老朽化の話もあり、財政の負担が大きいことから、広域化へ向け、議会で議論を重ねられてきました。4年間の長期包括での運転管理、整備事業を議決した際も、2024年3月末に運転管理整備委託を終了するのに合わせ、ごみ処理を広域化に進むことを、議会だけではなく住民の中にも理解がありました。2021年3月に作成された都市計画マスタープランでも「広域化を検討し、他自治体との連携を図ります」と明記されています。

しかし、2022年2月に行われた廃棄物減量等審議会の専門部会で、今後のごみ処理方式の案として、従来の単独処理、広域処理の案のほかに、民間資金による公民連携方式が検討案に追加されました。

議会への報告は、5月に基本構想に基づいた3案の説明、6月末には、基本計画等策定業務中間報告のこの2点のみで、議会での議論がなく、突然8月に公民連携方式、産廃焼却施設誘致を第一優先方式とすることを発表されました。このように急な方針変更になったのは、議会だけではなく住民の間にも疑問が残っています。

このごみ問題については、住民とともに考えなければならない重要な問題です。なぜこのように急いで方針を変更しなければならなかったのでしょうか、理由について回答をお

願いたします。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

まず、都市計画マスタープランの実施でございますけれども、これは令和3年3月時点のものでございまして、これは私が担当しておりましたけれども、この時点で関係各課に問合せをしながらいろんな施策について取りまとめたものでございまして、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、その後にかうした方針変更になっておりますので、記述に関してはそういうことでございます。

それでは、答弁させていただきます。令和3年度当初に、クリーンセンター包括的整備運営管理事業が完了する令和6年4月以降のごみ処理方式について具体的な検討を始めました。ごみ処理費用に係る財政負担に加え、少子高齢化、人口減少等に対応することも併せて求められていたことから、それまで検討されていた広域処理に加え、先進事例や他の自治体の処理について調査・研究をしてまいりました。

令和3年7月には一般廃棄物処理基本構想の策定作業を開始、その後、忠岡町廃棄物減量等推進審議会の中に専門部会を設置していただき、12月24日、第1回専門部会において、廃棄物処理の現状を報告する中で将来のごみ処理システムについて、現状処理の継続、広域処理、公民連携処理の比較検討をする旨を説明をさせていただきました。

令和4年2月の24日、第2回専門部会ではこの3つの処理方式を比較した資料を提出させていただき、審議をしていただいたというところは、議員ご指摘のとおりでございます。

このようなことで、突然この公民連携方式が出てきたということではなくて、広域処理に加えて、本当にそれが忠岡町にとってベストな選択なのか、そうした疑問もございました。そうした中で選択肢の1つとして民間委託はどうかということが出てまいりまして、調査・研究してきたところ、そしてこうした審議会にも諮り手順を踏んで進めてきておりますので、突然出てきたということではないということをご理解賜りたいと思っております。

以上です。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

今までの経緯を説明していただきました。突然ということではないという話でしたが、これは住民にとってはもう急転直下の話だと思います。住民に対する説明というのがこの間全くされてなかった。その専門部会に出てきた代表者のみはその話、その専門部会での話を聞いていて、ほかの住民に関してはそのことについては一切触れられていない、そういうことを指摘しておきます。

続いて質問します。この産廃施設になってくるんですけども、やっぱり産廃施設は、日本各地でも反対運動が起こっています。反対理由の主なものとして、住民が知らないうちに勝手に計画が進んでいることが大きな要因になっていることが多く見られます。今回の忠岡町はどうでしょうか。

先ほども申し上げましたが、基本構想の案での2月の方針追加から8月の方針決定まで、議会での討議が行われたことは一度もありませんでした。公民連携方式を第一優先方式として決定した議会への報告は、昨年8月24日に初めて受けました。

発表された後、特別委員会や議案で議論をする場はありましたが、方針決定をした後なので、これは討議ではなく、丸、バツを決めるだけの審議であります。

方針決定前に議会で議論する時間がなかったわけですから、住民への周知への時間もなく、町の決定事項だけを9月12日の住民説明会で初めて聞かされたわけであります。

忠岡町は、方針変更前に議会での討議がしっかり行われた認識がありますでしょうか、ご答弁お願いいたします。

住民部（谷野 栄二部長）

はい。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

方針の変更前ということなんですが、先ほども説明させていただきましたが、忠岡町にとって一番何がいいごみ処理方式なのかということ調査・研究してきて、それを積み上げてきた結果でございますので、その方針を急に改めて説明しなかったということでご指摘ですけども、我々としてはその間できる手段としては、そうした審議会に諮るとかホームページに随時情報を公開していくとかですね。また、パブリックコメントを行うとか、そうした行為、できる行為については真摯に取り組ませていただいたというふうには考えておることでございます。全体的に期間が短かったということもございますけども、手順、段階を踏んで進めてきたというところをご理解を賜りたいと思います。

以上です。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

その段階を追って説明をしてきた、準備してきたというのは、あくまで忠岡町がそういった準備をしてきたということです。これが、忠岡町の住民がこういう形で建設的に話を積み上げてやってきたことではありません。忠岡町が自分たちの調査・研究の上でそういう案を持ってきた。それに対して、忠岡町はこれを進めていくと、それに対しての住民の意見や要望、反対の声とかは届いてない状況であります。

先ほども討議の話をしましたが、やっぱり報告、あくまで8月24日に忠岡町の議会の中で受けたことは、優先方式を決定した報告の場であったと思います。それは討議の場ではありません。先ほども申し上げましたが、優先方式を決定してから議論するのは、討議ではなく審議であります。

過去の議会でも私が質問した中で、住民がどれだけ反対しても白紙撤回をしないという答弁がありました。これでは忠岡町の施策の押しつけと思われても仕方ありません。もっと丁寧な説明が必要ではなかったのでしょうか。その点についてはいかがでしょうか。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員、これは①の質問ですか。

5 番（二家本英生議員）

これが①の最後です。

議長（北村 孝議員）

最後ですね。谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

その8月24日の説明のときも資料として出さしていただきましたけども、我々はこの現状の焼却施設を継続した場合、広域に行った場合、そして新しい民間委託をした場合、この3つを細かく評価をするために項目を設けまして評価をさせていただきました。そこも、一応見て分かるように優位性があったところについては○、△という形で、その数を視覚的に見ていただけるような資料を作らせていただきました。そうした中でどの方式が一番優位性があるのかというところで民間委託ということになったところでございます。そうした内容の説明もさせていただきながらのこの方針の決定ということでございますので、方針だけを出したわけではございません。そうしたところもご理解いただけたらというふうに思います。

以上です。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

確かに8月24日というのは定性評価の一覧表、出していただきました。で、確かにあの表を見たときに、たしか広域ですか、組合の今後の運営によると。しかし、それはあくまで丸め評価になっていて、本来であれば評価できるところではありません。その組合の今後の協議によるので、それはしっかりした定性評価が必要であったと思います。そういう点を指摘しておきます。

続いての質問に移ります。

第一優先方式を決定してから、事業者を募集する期間まで、わずかな期間でありました。忠岡町の募集方法として、プロポーザルの公示日が10月4日、募集終了が11月11日でした。9月議会で公民連携方式の関連議案が議決された後、わずか1か月余りでの公募の開始です。しかも、2023年4月から事業がスタートするといった、とてもタイトなスケジュールの中で公募でした。これでは多くの業者に提案してもらうことが難しい状況ではなかったでしょうか。なぜ公募を急いだのでしょうか、理由を教えてください。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

公募を急いだというご指摘でございますけども、令和4年4月にこの一般廃棄物処理基本構想が策定が終わりまして、この公民連携処理の実現可能性について、これ、実現可能性が不透明だったわけなんです。これを確認するがために焼却炉メーカー及び廃棄物処理企業に対し参入意向調査及び意向のあった企業へのヒアリングを実施をしたところでございます。

そのヒアリングをする中で、この事業が実現可能性があるなというところをつかみまして、8月24日の説明資料の作成に至ったところであります。そうした流れで事業者の選定ということになったわけでございますけども、これはやはり現契約の令和6年3月には一旦契約が終了すると、で、4月以降には新しいごみ処理方式にするのか広域なのか、はたまたこの今、現況施設で焼くのか、そうした選択が迫られておりまして、期間的にもう既にスケジュールが決まった中で3つの選択肢を生かしていくために、可能なスケジュールを手順を追って実行してきたというところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

やはりタイトなスケジュール、もうお尻が決まっているというスケジュールの中でこういった計画を立ててしまっている。そこに原因があったかと思います。で、私たちは基本的にプロポーザル方式での入札はよいとは思っていません。今回の公募型プロポーザル方式を採用するのであれば、民間企業の競争力を活用し、行政に生かすことが目的となります。しかし、今回のプロポーザルに応募した企業体は1社のみでした。これでは競争原理も働きません。もっと公募についても時間をかける必要があったと思います。

それで別に、先ほど令和6年3月で炉を閉めるという話もしてましたが、急いで現在の炉を閉める必要もないのではないのでしょうか。住民の中にしっかりした議論を行うための時間も必要だと思います。広域へ進めるための時間もつくれたはずです。

私たち日本共産党の議員団の調査で、広域化に向け忠岡町と泉北環境整備施設組合との協議会を令和3年に3回行われておるという調査ができました。その協議の中で泉北環境側は、忠岡町のごみを受け入れることは可能であり、委託になった際の金額まで計算がされていました。あとは町長の最終判断というところまで話が進んでいたと聞いています。そこまで話が進んでいた中で公民連携にかじを切ったのはよほどの理由が必要ではなかったのでしょうか。その理由をお答えください。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

この理由というのは特に誰が決めたというわけではないんですね。先ほど答弁させていただきましたように、3つの事業方式を評価をした。それで3つの事業方式の優位性を個々に定性的にですね、また定量的に評価した結果、民間委託というところが優位性があったというところがございますので、そのような形で優先事業として決まったということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

そうしましたら、泉北環境との話し合いの中で忠岡町がもう泉北環境でごみを焼いていよという、いけるよという話が多分出てたと思います。谷野部長もその会議には出席されてると思います。本来であれば、それが令和3年の12月だったと思います。その話を

聞いて広域化に向けてもしっかりと検討されていないといけなかったかなと思っています。この3つの案というのが出されたのは、令和4年になってからだと思います。本来であれば、順番的に言えばまず広域化に進めることが先だったと思います。それを広域化に進めなかったというのは、先ほど理由としたら3つの評価させていただいたということだと思いますが、それだけでは住民の中では納得できないところがあります。もうちょっときっちりとした理由が示されなければいけないと思います。

次の質問に移ります。議会への説明では、広域化も公民連携方式も費用負担がさほど変わらないと聞いています。今年3月末に企画提案書に基づいた公民連携方式の費用想定が示されていました。その中でも費用が再び上昇しています。今後、物価の高騰やカーボンプライシングの本格導入が予定されており、廃棄物処理に係る価格は高騰を続けていくと予想されます。民間事業者は利益を追求するので、運営が厳しくなると委託料値上げのリスクは、公的施設より民間運営のほうが高くなります。やはり住民の目が届く公的な施設である広域化に進むべきではないでしょうか。忠岡町の見解はいかがでしょうか。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

まず、費用負担が変わらないというご指摘があったかと思うんですけども、このごみ処理方式のケースごとの試算におきまして、広域処理の考え方は10年後に一部事務組合に加入できるという前提で計算しております。といいますのが、委託のままでは費用効果って出ないんです。高止まり状態になっておりまして、本町にはメリットが非常に少ないというところなんです。これは広域化協議会の中でも委託が前提ですよということもずっと言われておりまして、そうした状況の中で比較検討したというところもございます。

また、その広域処理費用の中には、ごみ収集・運搬、運び込む場所が遠くなりますので、当然時間もかかるから料金が割増しになるんですね。そうした費用も見込んでないということもございます。そうしたところから金額的に関してはケース3、公民連携協定方式の優位性が大きいということは明らかでございました。

それと、また広域処理組合につきましては、これは特別地方公共団体になりまして、議会が設置されています。組合の運営や経営につきましては構成団体から選出された議員が組合議会において携わることになりますので、ごみ処理を委託する本町及び本町住民が組合運営に携わるとは難しいのではないかと、そうしたところもございまして、よろしくお願いたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

組合議会に入れるからこそ、そこで忠岡町の住民が、その市町村の代表がそこで意見を言って、それで組合の運営にも参加できるんじゃないですか。だから今言っていることというのは、議会そのものを否定しているということになると思います。そんな広域の一部事務組合はないと思います。だからそういった、先ほどもありましたけど、10年後に一部事務組合として入らないといけないので、それは高くなるから組合のほうは入らない、そういった話でもありましたが、それだったら一部事務組合のほうに入る努力をしていけばいいだけの話なんです。それに入ることによって忠岡町の負担、そしてごみ問題について、この辺の地域一体となって住民とともに考えていくというのが、それが本当の意味でのごみの減量化につながるのだと思います。だから、そういう考えが今あったのは初めて聞いて、びっくりしましたけども、その点についてはちょっと改めていただきたいと思います。

最後に質問したいと思います。先ほども一部事務組合の話もしましたが、広域化になって一部事務組合に入ればですね、町長が管理者として、そしてまた議員は事務組合の議会で意見を述べることもできます。財政状況も明確化、見える化されます。そういったメリットが一番大事ではないでしょうか。住民の目が届くごみ処理施設、これこそが住民自治ではないでしょうか。そういった点でやはり広域化に進むべきであります。

最後に町長に質問いたします。広域化に進む考えはないでしょうか、お答えをお願いします。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

しっかりと考えた上で広域化は諦めましたということでございます。今、現時点でいろいろ近隣でも広域を進めている市町村もございしますが、今、非常に物価高騰、いろんな問題で、当初思っていた金額では相当無理だというようなことで、ある首長さんも頭をひねっております。

その中において我々、進むべき道は、民間活力を活用しながらやっていくというのは、今後のランニングコストというのがやっぱり一番大きいんですよ。このランニングコストがかからないという点で、もうこれ以外に何物もないというのは、もうこれが一番だと思っています。後々、先ほどから言ってますように、泉北のほうに行ったら数字は変わらないとか言ってますけども、もうランニングコストがきつとかかってくるんです。きつというよりも絶対かかってくるんです。

それを踏まえながら、また10年後に建て替えなど、更新工事などのときにはまた何十

億円というようなお金がかかってきます。そういうことも踏まえながらしっかりと考えた上で、我々は後々、ランニングコストがなしに平準化の数字でずっとずっといけるというのは、これは住民の皆様様の安心・安全のため、また後々の住民サービスのいろいろなところで使える財源に充てていきたいという意味を込めまして、こういう決定とさせていただきましたので、広域のほうは残念ながら考えておりません。

以上です。

5番（二家本英生議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

やっぱりランニングコストということで、これからかかっていくということの話だったんですけども、やっぱりこれは住民の、先ほど是枝議員もおっしゃいましたけども、住民の環境を守っていく上で環境を、生活環境を守ることとランニングコスト、それをきっちりと比べるためには住民に話を聞かないといけないということだけを指摘させていただきます。

次の質問に移ります。小学校の体育館にエアコンの設置をということで質問させていただきます。先ほど三宅議員のほうからも同じような質問がありましたので、もう簡単に質問させていただきます。

過去の一般質問でも申し上げていますが、地球温暖化による気候危機が迫っています。国連IPCC、気候変動政府間パネルの報告によると、産業革命前と比べて既に1.1度、平均気温が上昇していると報告されています。その影響で、近年から続く猛暑が今年も予想されています。

熱中症は、気温が高い日はもちろん、湿度の高い日も熱中症になりやすく、特に暑さや湿気に慣れない5月から6月頃から熱中症のリスクが高くなります。発症場所においても、屋外はもちろんのこと、屋内でもリスクが高くなっています。

教育現場でも、熱中症対策として、様々な対応をしていただいていると思いますが、近年の暑さは異常で、対策が追いつかず、熱中症と思われる症状で、体調を崩す児童・生徒たちがいることを、保護者から聞いています。

対策の1つとして、外気温が高いときは、体育館での授業に切り替えることもあり、体育館のエアコン設置の環境整備が必要となってきます。

近隣市でも、エアコンの整備が進んでおり、多くの自治体で設置されております。

忠岡町は、過去の答弁において、体育館の老朽化による断熱性の確保やコスト面を理由に設置を見送ってきました。ただ、近隣市の担当者に確認すると、「断熱性よりも、子どもの健康を守ることが優先」との回答を聞いています。文部科学省が令和4年9月1日現

在の設置状況の調査においても、断熱性を確保している体育館はほとんど見られず、エアコンの設置を優先させています。

忠岡町でも、先ほども答弁がありましたけど、早急なエアコンの設置が求められます。忠岡町のお考えをよろしく願います。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

断熱工事をせずに設置しているということでございますが、我々が現在検討しております補助制度につきましては、当該建物に断熱性があるということが要件となっておりますので、その補助制度を活用する場合には、当然ながら断熱工事も併せて行う必要があるということで考えております。ですので、まずは本町の体育館がそういう断熱工事が必要なか不要なのかというところも併せて現在検討しておりますので、よろしく願います。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

先ほども三宅議員のほうから断熱性をつくる際に補助金がアップするという話もありました。もう1個は、やっぱり各市町村でやられているのが避難所としての体育館のことで、私も再三再四言わせてもらってますけど、緊防債を使った体育館のエアコンの整備ということも考えられると思います。そういうことも含めて今後の検討等していただきたいと思います。もう一度答弁、よろしく願います。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重教育部長。

教育部（二重 幸生部長）

先ほども答弁させていただきましたが、今ご指摘の部分も含めて様々な面から総合的に勘案して、設置に向けて、本町にとって適切な方法を調査・研究してまいりますので、ご理解のほどよろしく願います。

5番（二家本英生議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

やっぱり子どもたちの健康、あと教育環境を守るために、この分については設置されるまで引き続き求めてまいりたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（北村 孝議員）

以上で、二家本英生議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、河野隆子議員の発言を許します。

1 2 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

1 2 番（河野 隆子議員）

議長のお許しを得まして一般質問をさせていただきます。1 2 番、日本共産党、河野です。よろしく願いいたします。

まず、産廃焼却施設の誘致について質問をいたします。

家庭から出るごみ、生活をしていく上で必ずごみは出ます。そこで一番大事なのは、自分たちが住む町で、ごみの問題を我がこととしてどのように取り組むか。ごみの減量と地域の暮らし、より良い環境づくりに役立つのかを忠岡町と住民が一緒になって考えるということであると思います。

忠岡町は9月と11月に住民説明会を開いて、10月には業者選定のプロポーザルを公募されております。忠岡町が産廃焼却施設を誘致する、そのような事業決定をしてからの説明会でありました。決定をする前に住民の意見を聞くというのが、本来行政の責任では、あり方ではないでしょうか。その順序を取らずに、決定してからの住民説明会であり、一方的な押しつけであるというふうに思います。忠岡町は住民の声を聞く姿勢があるのでしょうか、担当部長よりお答えをお願いいたします。

住民部（谷野 栄二部長）

はい。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

ごみ及び生活排水の適正な処理を推進するために必要な基本的事項を定めるのは廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物基本計画であると考えています。本町においては令和4年度に計画の改定を行ったところでございます。この計画の改定に先立ち、

令和3年度に廃棄物処理の現状と処理方式に係る一般廃棄物処理基本構想を策定することとし、令和4年2月24日、第2回専門部会では、ケース1、忠岡町単独処理、ケース2、広域処理組合に委託、ケース3、民間委託を比較した資料の説明をさせていただきました。その後パブリックコメントを実施し、本構想策定及び審議会記録の公表を行いました。

令和6年4月以降のごみ処理方式については、さらに詳細調査を行い、3つの事業方式を各項目別に比較評価しました。その結果、公民連携協定方式が最も評価が高い結果となり、優先事業方式として決定した次第でございます。

昨年9月12日、ふれあいホールにおいてオンライン視聴も可能な説明会を実施させていただきました、その後1か月間、役場1階情報コーナーにおいて説明会の録画ビデオを業務時間中に放映しております。

また、11月7日から22日にかけて自治会会館をお借りし、10か所で説明をさせていただきました、説明後には質疑応答という形でご意見も賜ったところでございます。

事業を進めるに当たり、その内容等を計画案として取りまとめ、法律に基づき設置された審議会の審議を経て計画策定を行う。そして、その計画推進に必要な事業内容と予算を議会で説明し、議決を経て事業を実施する、こうしたことは適切な手法ではないかというふうに考えておるところでございます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

私が聞いたのは、住民にちゃんと知らせたのか、住民の声を聞く姿勢があるのかということをお尋ねいたしました。昨年から専門部会、審議会、いろいろと等々ありましたけれども、それは住民が全く、その傍聴に来たら分かりますけれども、知らないところで進められているということでもあります。

そして、私たち、この議員も、去年の8月に突然、この出されたケース1にちゃんと、最初はありましたけれども、最後はもう公民連携、産廃施設、焼却施設を持ってくると、もうそれ1点で進められてきたというところでもあります。

で、忠岡町が巨大な産廃焼却施設の誘致を計画していると、これが今言いましたように、住民がどれだけ知っているのかということです。現在のクリーンセンターは住宅地が近い、住宅地が密集している、そんな場所に建っているんです。しかし、今あそこで焼却しているのは一般廃棄物だけ、産廃は焼いておりません。1日、焼却炉は20トン弱だということでもありますけれども、そこに毎日200トンのごみ、そのうち180トンが産廃、混焼の焼却炉が来る。そのことを住民は知っているのかということでもあります。全く知ら

ない、ちょっと聞いていると、そういった意見が少なくとも私が住民から聞いた多くの声であります。

忠岡町のごみ処理方針案には、今言いましたように3つの選択肢がありました。どれを選択するかというのは住民が決めるものです。しかし、住民不在で忠岡町が勝手に決めて住民に押しつけていると、そこには大きな問題があるのではないかというふうに私は考えています。住民生活に密接しているごみをどう処理をしていくのか。それは住民と忠岡町が十分な期間を取って進めていく問題であります。11か所での住民説明会の参加者は約300人弱、こういうふうにお聞きをしておりますが、それで広く意見が聞けたのかと。十分な説明はしたのか。忠岡町はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。それで住民合意、理解を得たと考えておられますか。もう一度答弁お願いいたします。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

これまでいろいろと住民説明会とか情報提供とかさせていただきましたけども、住民合意を得る手続ではなかったというふうには思っております。できる限り、いろんな、あらゆる機会において住民の皆様へ情報を提供して内容をご理解していただく、そうした行動を行ってきたというところでございますので、よろしくをお願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

周知はされてきたけれども合意は得ていないと、それは認められたと、今、その当時ですかね。合意を得たものではないと今部長、おっしゃったと思います。そういった中で、この計画を知らない人がおる中で、一部の住民説明会に参加した方が説明を聞いたと、それで町は住民の理解を得るとは多分お考えでないんだというふうに思います。住民置き去りであります。今回の誘致問題は、本当に直接、住民生活に関わってくる問題であります。そのような大事な物事は、やはりみんながよくよく時間をかけて話し合う、それが忠岡町が取るべき姿勢であるというふうに思います。

周知はしたけれども理解は得てないと、合意は得たものではないといったお答えでありました。もちろん理解も得てない、合意も得てないのですから、はっきり分からんといったところではないでしょうか。決定事項で住民説明会をしても、それはやはり意思の、住民と忠岡町が意思が一致するという事はなかなかあり得ないというふうに思うんです

ね。こういうふうに合意も得られないのに計画を進めるというやり方は時期尚早ではないか、住民置き去りではないかというふうに考えますが、もう一度お願いいたします。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

ちょっと答弁になるかどうか分かりませんが、令和4年9月29日、公民連携事業関連議案の議決を受けまして、昨年の10月11日にプロポーザルを実施をいたしました。本年1月16日には（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定に関する議会の議決をすべき事件を定める条例案、1月20日に（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定の締結について議決をいただき、2月8日に公民連携協定を締結したところでございます。

また、現在、4月24日には忠岡町し尿処理施設解体撤去事業、中継施設整備事業、中継施設運営事業及び忠岡町一般廃棄物外部委託処理事業に係る実施協定を締結をさせていただきました。

現在、し尿処理施設の解体工事を行っておりまして、昨日現場を見てまいりましたが、上屋がもうほぼない状態にまで解体が進んでおります。

そうした状況になっているということも踏まえまして、住民の声を聞いて対話ということもございましたけども、一定説明責任は進めさせていただきまして、また議会の議決も頂きながら進めてきたところでございますので、一定、この事業に対しましてご理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

今、部長は「説明責任は果たした」というふうにおっしゃいました。しかし、合意は得ていないと、こんな進め方でよいのかというふうに思います。全く民主主義的な手法を取っていない、ひどい決め方だというふうに思います。

で、2番目の質問に移ります。産廃焼却炉が建設されれば、何十年もそこで産廃ごみを焼くこととなります。住民説明会で参加された住民はほんの一部でありましたが、やはりその中で心配や不安の声、いろんな疑問の声がありました。

忠岡町一般廃棄物処理基本計画案に対するパブリックコメントですね。これも2月から

3月にかけて募集をされました。寄せられた意見は33件であって、当初忠岡町は「寄せられた意見は公表します」と書いていたのに、結果は3人しか公表されていない。なぜ全てが全て公表しないのかと、これは聞いたところ、既に決まった計画についての意見は載せないというお答えでありました。これが先ほど部長がお答えしたパブリックコメントに対しての真摯の態度かというふうに思います。このことを取ってみましても、反対の意見は載せない、批判的な意見は載せない町の姿勢の表れではないかというふうに思います。いろんな意見を住民の中で議論をするということをしせない、奪っていることは指摘をさせていただきます。

そこで、1月の臨時議会が開かれました。そもそも議決が要らない巨大産廃焼却施設の事業者と約40年先までの事業の協定書の締結を、日本共産党以外の賛成で可決をされてしまいました。

で、3月の広報ただおかを見ました。「事業グループと公民連携協定を締結した」と掲載されております。廃棄物処理施設と書かれています。9割は産業廃棄物を焼くんですね。なぜ産業廃棄物を焼く、廃棄物処理施設だけ、この前に「産廃」という字が要るんじゃないですか。なぜ書かないんでしょうか。産廃隠しではないかというふうに私は思います。住民にもっと広く知らせて議論ができる、保障される必要が要るのではないか。どうしてもってね、産業廃棄物を焼く施設が建つんです、それってなぜ載せないんですか。その点お聞きしたいというふうに思います。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

何月号か忘れましたが、広報ただおかに今回の事業についての概要を記したものを折り込みをさせていただいたかと思えます。基本的には広報ただおかを見ていただいた住民の方には、新しいごみ処理施設の概要であったりとか、そうしたところの基本的な情報というのは伝わってるんじゃないかなというふうに考えております。

先ほどご指摘の広報につきましては、字数も限られておりますし、限られたスペースでコメントを出すという、そういった性格もございますので、そうしたところは「産業」というふうには書いてないというご指摘ですけれども、そうしたことでないかなというふうには今考えております。

以上です。

議長（北村 孝議員）

河野議員、②の質問ですけれども、ただいまの質問はこの②の質問に対しての、ちょっと産廃の文字が抜けている、外していると、あえて故意的にということ、この②の内容は住

民投票すべきだということの要旨なんですけど、ちょっと質問の論点がずれてますので、よろしく願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

分かりました。議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

失礼いたしました。一言で申しますと、限られた文字数で書けないんじゃないかなというのはちょっと、大変言い訳じゃないかなというふうに思います。

で、住民投票、このことについてお聞きいたします。住民の生活に大きな影響のある計画であるということは、先ほどから私、言うてるんですけども、私たち議員もまだまだ熟議がされていないというふうに思っています。事業主体が忠岡町ではなく事業者であるというのが大きな理由であるというふうに思うんです。ですので、何を聞いてもほとんどがこれからの協議の上でという答弁も多いというふうに思います。そういった中で、住民合意も得てない中での1月のこの議決であったというふうに私は感じております。

そこで、産廃焼却炉の誘致計画、そこに行くまでの町長の意思決定の過程が不透明であるというふうに思うんです。先ほど谷野部長は、この3つのパターンですね。これを決めたのは、町長が決めたものではないというふうな、この3つの中で誰が決めたというものではないと。評価に優位性があったということで決めたというふうにおっしゃってました。しかし、やはりこの方向をね、これを決めたというのはやっぱり町長の判断だというふうに思います。

そこで、町長にお聞きしたいというふうに思うんです。十分な住民の声も聞かず、早急に公民連携を進めるのではなくて、やはり住民の意思を問うために住民投票を実施すべきだと思います。町長はどうお考えでしょうか。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

時代はね、ずっと流れてるんですよ。私も議会人のときにね、15年前の長期包括、これも大変な事業ですよ。これも、この長期包括もこれ民間に丸投げやってるわけなんですよ。この事業が何年続きましたか。15年続いているんですよ。この事業に対してその当時の議会は住民説明しましたか。やりましたか。議会で一生懸命論議したのと違いますか。僕はそう思ってます。その中から、そのときから私は広域は反対を唱えてました。

現にそのときも、今一生懸命共産党さん、広域、広域言ってますけど、その15年前、広域は反対や言うてましたや。時代は流れてるんですよ。その当時の答えはやっぱり僕は反対のままで、今いけたのは共産党さんのおかげやと思ってます。長期包括があったか

ら、今苦しい目に合うてる忠岡がどういう方向かというところで、今の方式ができたという認識でご理解願いたいと思っています。また、先ほど言うてますように住民投票なんかをやる方法は決して考えておりません。

以上です。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

その15年前の話、今町長されました。町長も議員でありました。で、この15年前を遡ると、当時の部長ですね。なかなか、まだ広域に行きたいけども、まだ行けないと。年数が欲しい、話し合うのにね。この年数を頂きたいと。それが10年だったんです。10年したら向こうに行く話を持っていくと、当時の部長おっしゃいました。

そして、その当時、忠岡町は財政が大変なときであったんですよ。病院もなくなりました。いろんな財産も売ってきました。そんな中で、もうどこもお金を貸してくれるところがないと。首の皮1枚でつながってたんですよ。そこで、私たちは長期包括、やむを得なくね。町長おっしゃいますけども、それならじゃあどんな手法があったんでしょうか、逆にお聞きしたいというふうに思います。

で、ちょっともう外れてきましたんでね、私は住民投票のことを言います。今、町長は時代遅れというふうにおっしゃっておいりましたけども。

町長（杉原 健士町長）

時代遅れと違う。時代が回ってると言った。

12番（河野 隆子議員）

時代が回ってる。失礼、時代が回ってるね。我が党は、この計画は民意が反映できてないというふうに考えています。民意を反映できてない今回のような行政の進め方に対して、直接請求による住民投票、これが民意を反映させるためのツールとして、地方自治法にも規定されているんです。

かつて、杉原町長、合併問題のときに住民の意思を問うために住民投票の運動にも携わってこられました。自分たちのことは自分たちで決める。住民投票は住民自治を確かなものにする上で大変有効だというふうに思います。ですので、やはりこの計画を一旦中止して、しっかりと熟議をする。その期間が設けられることを求めます。住民と議会と、そして行政も一緒になってちゃんと話し合う、そういう保証をしていただきたいというふうに思います。それは要求ということで、もう同じ答えでありましょうから、次に移りたいというふうに思います。

補聴器の質問です。補聴器購入の補助制度をという質問です。

認知機能の改善、効果があるという理由から全国的にも、近隣市でも加齢性難聴による補聴器の補助制度を実施する自治体が増えてきております。本町でも実施する考えはないかということではありますが、いかがでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

高齢者の加齢性難聴への補聴器購入補助は、今年度において、大阪府下では4市町が実施しております。加齢性難聴は認知症の危険因子の1つとされており、聞こえづらさから周囲との関わりを避けることで、社会から孤立してしまうだけでなく、音の刺激や脳に伝わる情報が少なくなることで脳の萎縮や神経細胞が弱まり、認知症につながると考えられています。日常生活での聞こえづらさを補うためには補聴器の使用が有効な手段とされておりますが、その効果には個人差があるとされているところでございます。

現在、国において補聴器の使用による認知症、機能低下への予防効果に関する研究が行われており、予防効果の検証も途上であること、また町内の65歳以上の人口が5月末現在4,687人で、加齢性難聴の対象者の相当数に上ると推測されることから、将来的な財政負担を考慮する必要があります。

引き続き、国、府、近隣の市町村の動向や、補助を実施している市町村の補助実施効果を注視しながら慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

近隣市町の動向も見てということをおっしゃってました。今まで紹介させていただきまされたけど、貝塚が去年の4月からやっておられるというところで、泉大津市さんね、今年の6月から始めています。これも紹介させていただいております。

泉大津の6月からのこの予算は、来年3月末までで360万円、当初予算で取っておられるんですね。全国的にもこれ、教えていただきました。125団体が補聴器の補助制度を始めているということでもあります。やはりお1人暮らしで大変耳の遠い方は、会話もできません。そういったお家に議員さんもあちこち行かれてるから分かると思うんですけども、本当に怒鳴るようにしゃべらないと聞こえないということで、やはりそんな方は耳が聞こえない。インターホンの音も聞こえないんですね。なので、やはり外にも出にくい

と、そういったお声もあります。ただし、補聴器は非常に高いということでもあります。

で、もう一つ、近隣で補助が始まったところがあります。類似団体である岬町です。ここは5月から当初予算100万円。100万円積んでいるということです。金額は大きいんですね。上限5万円まで出すって言うてはるんです。当初予算が100万円で20件。20件の設計制度をしているということです。こういったふうに岬町、それから泉大津、貝塚、交野市も4月から始まったということでもあります。近隣の動向ということでもありますけども、そうやって近くでも補助制度が始まっているということなんです。泉大津市はこの360万円と、あと年齢が50歳からと非常に、普通は65からなんですけど、50歳から対象を広げてるということです。

なので、やはり認知症の予防にもなるというふうに、1つのある程度の研究では言われています。介護保険なんかでも非常に介護度が重い方というのは、ほとんど認知症を患っていらっしゃる方です。ですから、やはりそういった予防のためにも、介護保険にもかからなくて、健康に皆さん暮らしたいというふうに思っていると思いますので、ぜひこの高い補聴器の補助をしていただきたいというふうに思うんです。

泉大津市はやはり医師会もね、忠岡町は一緒ですので、非常にやるのに簡単ではないかなというふうに思うんです。いかがでしょう。こんだけ近隣、やってきてます。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

補聴器は、専門医の診断と個人ごとの細かい調整が求められる管理医療機器で、価格も数万円から数十万円に及びます。助成に関しましては、科学的根拠に基づき効果的に実施することが必要ですが、補聴器導入による認知機能低下の予防効果の検証は十分に示されていない状況であるため、引き続き慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

大体、私たちがこの要求をするときに、財政のことですね、そういったことをおっしゃるわけなんですけども、今言いました類似団体の岬町がたった100万円、これぐらいの予算は組めるのではないかなというふうに思うんです。やはり高齢介護課として高齢者の福祉の向上と、こういった姿勢が大事であるというふうに思うんです。わずかな予算で

きるんですからぜひやってください。もう一度、最後にご答弁お願いしたいと思います。早急にさせていただきたいと思います。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

難聴の方の補聴器購入については、身体障害者手帳を取得されている方に対し、障害者総合支援法に定める補装具費支給制度に基づいて費用の助成を行っております。加齢による聞こえづらさなど老化に伴う身体機能の低下は、誰の身にも起こり得ることであり、これに対応した社会生活上の支援を行うことについては、その効果を見極めながら慎重に検討する必要があります。

現在、国において高齢者の難聴と認知症経過との関係性についての研究が継続して行われているところであり、その研究結果を早急に取りまとめるとともに、認知症予防の効果が認められる場合には補聴器購入に対する補助制度を創設するよう、国に対し様々な機会を捉えて要望していくとともに、近隣の市町村の動向も注視してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

ぜひ検討してください。終わります。

議長（北村 孝議員）

以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これをもって一般質問を終わります。

議長（北村 孝議員）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

次の会議は明日6月14日午前10時から開きます。本日は大変ご苦労さまでございました。

（「午後4時00分」散会）